

令和4年第1回大崎地域広域行政事務組合議会（定例会）目次

◎ 第1日（3月25日開会）

会議日時	1
議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	2
欠席議員	2
説明員	2
議会事務局出席職員	3
開会	4
開議	4
議席の指定	4
会議録署名議員の指名	4
諸報告	5
会期の決定	5
副議長の選挙	5
施政方針	6
決議案第1号	
提案理由の説明（山田和明君）	1 3
表決	1 4
議案第1号	
提案理由の説明（伊藤管理者）	1 4
表決	1 4
議案第2号	
提案理由の説明（伊藤管理者）	1 5
表決	1 5
議案第3号	
提案理由の説明（伊藤管理者）	1 5
表決	1 6
議案第4号	
提案理由の説明（伊藤管理者）	1 6
表決	1 7
議案第5号	
提案理由の説明（伊藤管理者）	1 7

質疑	1 8
小沢和悦君	1 8
(答弁) 藤島事務局長兼総務課長	1 8
小沢和悦君	1 9
(答弁) 藤島事務局長兼総務課長	1 9
小沢和悦君	1 9
表決	1 9
議案第 6 号	
提案理由の説明 (伊藤管理者)	2 0
表決	2 1
議案第 7 号	
提案理由の説明 (伊藤管理者)	2 1
表決	2 4
議案第 8 号	
提案理由の説明 (伊藤管理者)	2 4
補足説明 (金森副管理者)	2 5
質疑	2 9
山田和明君	2 9
(答弁) 藤島事務局長兼総務課長	2 9
山田和明君	2 9
(答弁) 藤島事務局長兼総務課長	3 0
山田和明君	3 0
(答弁) 藤島事務局長兼総務課長	3 0
山田和明君	3 0
(答弁) 坂井ほなみ園長	3 1
山田和明君	3 1
(答弁) 坂井ほなみ園長	3 1
山田和明君	3 1
(答弁) 坂井ほなみ園長	3 2
山田和明君	3 2
休憩・再開	3 2
(答弁) 坂本施設管理課長	3 2
山田和明君	3 3
(答弁) 坂本施設管理課長	3 4
山田和明君	3 4

(答弁) 金森副管理者	3 5
山田和明君	3 5
小沢和悦君	3 5
(答弁) 藤島事務局長兼総務課長	3 5
小沢和悦君	3 6
(答弁) 金森副管理者	3 6
小沢和悦君	3 6
(答弁) 藤島事務局長兼総務課長	3 6
小沢和悦君	3 6
(答弁) 藤島事務局長兼総務課長	3 7
小沢和悦君	3 7
(答弁) 佐藤施設整備課長	3 7
小沢和悦君	3 7
(答弁) 金森副管理者	3 8
小沢和悦君	3 8
(答弁) 佐藤施設整備課長	3 8
小沢和悦君	3 8
(答弁) 佐藤施設整備課長	3 8
小沢和悦君	3 9
(答弁) 佐藤施設整備課長	3 9
小沢和悦君	3 9
(答弁) 坂本施設管理課長	4 0
小沢和悦君	4 0
(答弁) 坂本施設管理課長	4 0
小沢和悦君	4 0
(答弁) 金森副管理者	4 0
小沢和悦君	4 0
(答弁) 柴岡参事兼業務課長	4 1
小沢和悦君	4 2
(答弁) 柴岡参事兼業務課長	4 2
小沢和悦君	4 2
(答弁) 柴岡参事兼業務課長	4 2
小沢和悦君	4 3
討論	4 3
小沢和悦君	4 3

山田和明君	4 4
表決	4 5
一般質問	
小沢和悦君	4 6
(答弁) 伊藤管理者	4 9
小沢和悦君	5 1
(答弁) 浅沼消防本部警防課長	5 2
小沢和悦君	5 2
(答弁) 小山消防本部消防長	5 2
小沢和悦君	5 2
(答弁) 小山消防本部消防長	5 2
小沢和悦君	5 3
(答弁) 小山消防本部消防長	5 3
小沢和悦君	5 3
(答弁) 柴岡参事兼業務課長	5 3
小沢和悦君	5 3
(答弁) 柴岡参事兼業務課長	5 3
小沢和悦君	5 4
(答弁) 藤島事務局長兼総務課長	5 4
小沢和悦君	5 5
(答弁) 藤島事務局長兼総務課長	5 6
小沢和悦君	5 6
富田文志君	5 6
(答弁) 伊藤管理者	5 7
富田文志君	5 7
(答弁) 浅沼消防本部警防課長	5 7
富田文志君	5 8
(答弁) 浅沼消防本部警防課長	5 8
富田文志君	5 9
(答弁) 浅沼消防本部警防課長	5 9
(答弁) 櫻井消防本部消防次長	5 9
富田文志君	6 0
閉会	6 0

令和4年第1回大崎地域広域行政事務組合議会（定例会）議事日程（第1号）

1 会議日時

令和4年3月25日（金）

午前10時15分開会～午後2時58分閉会

2 議事日程

- |     |            |   |
|-----|------------|---|
| 第1  | 議席の指定      |   |
| 第2  | 会議録署名議員の指名 |   |
| 第3  | 諸報告        |   |
| 第4  | 会期の決定      |   |
| 第5  | 副議長の選挙     |   |
| 第6  | 施政方針       |   |
| 第7  | 決議案第1号     | ロシアによるウクライナ侵略に抗議し、即時撤退を求める決議  |
| 第8  | 議案第1号      | 教育委員会委員の任命について  |
| 第9  | 議案第2号      | 教育委員会委員の任命について  |
| 第10 | 議案第3号      | 大崎地域広域行政事務組合個人情報保護条例の一部を改正する条例  |
| 第11 | 議案第4号      | 大崎地域広域行政事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例                                    |
| 第12 | 議案第5号      | 大崎地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例及び大崎地域広域行政事務組合特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第13 | 議案第6号      | 権利の放棄について   |
| 第14 | 議案第7号      | 令和3年度大崎地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第2号）  |
| 第15 | 議案第8号      | 令和4年度大崎地域広域行政事務組合一般会計予算   |
| 第16 | 一般質問       |   |

3 本日の会議に付した事件

- |       |            |                                      |
|-------|------------|--------------------------------------|
| 日程第1  | 議席の指定      |                                      |
| 日程第2  | 会議録署名議員の指名 |                                      |
| 日程第3  | 諸報告        |                                      |
| 日程第4  | 会期の決定      |                                      |
| 日程第5  | 副議長の選挙     |                                      |
| 日程第6  | 施政方針       |                                      |
| 日程第7  | 決議案第1号     | ロシアによるウクライナ侵略に抗議し、即時撤退を求める決議         |
| 日程第8  | 議案第1号      | 教育委員会委員の任命について                       |
| 日程第9  | 議案第2号      | 教育委員会委員の任命について                       |
| 日程第10 | 議案第3号      | 大崎地域広域行政事務組合個人情報保護条例の一部を改正する条例       |
| 日程第11 | 議案第4号      | 大崎地域広域行政事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 |

日程第12	議案第5号	大崎地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例及び大崎地域広域行政事務組合特別職の職員で常勤のものものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
日程第13	議案第6号	権利の放棄について
日程第14	議案第7号	令和3年度大崎地域広域行政事務組合一般会計補正予算(第2号)
日程第15	議案第8号	令和4年度大崎地域広域行政事務組合一般会計予算
日程第16	一般質問	

#### 4 出席議員 (15名)

1番	相澤孝弘君	2番	佐藤仁一郎君
3番	富田文志君	4番	山田和明君
5番	小沢和悦君	6番	中山哲君
7番	福田弘君	8番	早坂忠幸君
9番	三浦英典君	10番	米木正二君
11番	後藤洋一君	12番	久勉君
13番	鈴木宏通君	14番	平吹俊雄君
15番	吉田二郎君		

#### 5 欠席議員 (なし)

#### 6 説明員

管理者	伊藤康志君	副管理者	猪股洋文君
副管理者	早坂利悦君	副管理者	遠藤积雄君
副管理者	相澤清一君	副管理者	金森正彦君
会計管理者	中村弥生君	会計課長	川鍋正敏君
事務局長兼 総務課長	藤島善光君	ほなみ園長	坂井浩君
参事兼 業務課長	柴岡雄司君	施設管理課長	坂本徹君
施設管理課 副参事	鈴木修一君	施設整備課長	佐藤忠房君
消防本部長	小山年秋君	消防本部長	櫻井俊文君
消防本部長 総務課副参事	渡辺毅君	消防本部長	中楯正宏君
消防本部長 警防課長	浅沼卓也君	消防本部長	高橋茂樹君
古川消防署長	大石誠君	消防本部長	高橋勇幸君
加美消防署長	二瓶敏之君	消防本部長	日向裕昭君
監査委員	佐々木富夫君	消防本部長	熊野充利君
教育次長兼 総務課長	遊佐徹君	消防本部長	

7 議会事務局出席職員

事務局長 安倍 潔 君

主 査 遠 藤 美 紀 君

次兼 議事係 長  
総契約 務管財 課係長

柳 川 敦 君

佐 藤 敏 明 君

## 会 議 の 経 過

### 開 会

午前10時15分

○議長（相澤孝弘君） 出席議員定足数に達しておりますので、令和4年第1回大崎地域広域行政事務組合議会定例会は成立いたしました。

よって、開会いたします。

---

### 開 議

○議長（相澤孝弘君） これから会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしております議事日程第1号をもって進めてまいります。

---

#### 「日程第1 議席の指定」

○議長（相澤孝弘君） 日程第1 議席の指定を行います。

去る2月9日に開催されました美里町議会2月会議において、鈴木宏通議長、平吹俊雄議員、吉田二郎議員が当組合議会議員に選出されました。誠にめでたうございます。

皆様方には、当組規約第5条の規定により、組合議会議員に御就任されました。よって、組合議会会議規則第4条第1項の規定により、私から議席の指定を行います。鈴木宏通議員13番、平吹俊雄議員14番、吉田二郎議員15番に指定いたします。

なお、皆様方からはあらかじめ御挨拶をいただいておりますことから、本会議での御挨拶は割愛をさせていただきます。

ここで、管理者から発言の申出がありますので、これを許します。

伊藤管理者。

○管理者（伊藤康志君） お許しをいただきましたので、この機会に私からもお喜びを申し上げますさせていただきます。

御紹介がありましたように、去る2月9日に開催されました美里町議会2月会議において、当組合員議会議員に鈴木宏通議長、平吹俊雄議員、吉田二郎議員が選出されましたことに対し、心からお祝いとお喜びを申し上げます。

今般選出されました議員の皆様には、大崎広域圏の振興発展のために、一層の御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げ、御就任のお祝いとさせていただきます。おめでとうございます。

---

#### 「日程第2 会議録署名議員の指名」

○議長（相澤孝弘君） 日程第2、本日の会議録署名議員を指名いたします。7番福田弘議員、13番鈴木宏通議員のお二人をお願いいたします。

地方自治法第121条の規定により、お手元に配付のとおり説明員の出席通知がありましたので、御報告いたします。

---

### 「日程第3 諸報告」

○議長（相澤孝弘君） 日程第3 諸報告を行います。

議会運営委員会の人事について御報告申し上げます。

組合議会委員会条例第4条の規定により、2月14日付で、美里町議会選出の鈴木宏通議員を組合議会議長の指名により議会運営委員に選任いたしましたことを御報告申し上げます。

---

### 「日程第4 会期の決定」

○議長（相澤孝弘君） 日程第4 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相澤孝弘君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間といたします。

---

### 「日程第5 副議長の選挙」

○議長（相澤孝弘君） 日程第5 副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相澤孝弘君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、私から指名することにいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相澤孝弘君） 御異議なしと認めます。

よって、私から指名することに決定いたしました。

大崎地域広域行政事務組合議会副議長に、鈴木宏通議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま私が指名いたしました鈴木宏通議員を大崎地域広域行政事務組合議会副議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相澤孝弘君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました鈴木宏通議員が大崎地域広域行政事務組合議会副議長に当選いたしました。

当選されました鈴木宏通議員が議場におられますので、本席から、組合議会会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

それでは、副議長に当選されました鈴木宏通議員から御挨拶をいただきます。

鈴木宏通議員、御登壇願います。

○副議長（鈴木宏通君） このたび副議長に選任されました美里町、鈴木宏通でございます。

このたび副議長につきまして、皆様の御協力、御指導をいただきながら、大崎広域行政のために微力ながら尽くしてまいりたいと思っております。どうぞ皆様方におかれましても、いろいろと御協力、御指導、お願いを申し上げ、副議長の就任の御挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（相澤孝弘君） ありがとうございます。自席にお戻りいただきます。

ここで、管理者から発言の申出がありますので、これを許します。

伊藤管理者。

○管理者（伊藤康志君） お許しをいただきましたので、再び、お祝いを申し上げます。

ただいま当組合議会副議長に当選されました美里町議会議長でございます鈴木宏通議員に心からお喜びを申し上げます。

今後とも、大崎広域圏の振興発展のために、なお一層の御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げ、御当選のお喜びとさせていただきます。おめでとうございます。

---

## 「日程第6 施政方針」

○議長（相澤孝弘君） 日程第6 施政方針。

本件に関し、管理者の報告を求めます。

伊藤管理者。

○管理者（伊藤康志君） 本日、ここに令和4年第1回大崎地域広域行政事務組合議会定例会が開催されるに当たり、広域行政に関する所信の一端と施策の大綱を申し述べ、議員皆様並びに圏域住民皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

昨年8月に本組合は組合設立50周年を迎え、半世紀にわたる共同処理事務の取組を振り返る年として、職員の手作りにより記念誌や記念映像を作成いたしました。

新型コロナウイルス感染拡大により、9月に予定していた記念式典は開催できませんでしたが、記念映像の配信や広報大崎広域特集号の発行、地元紙である大崎タイムスによる特集などを通じて、広く圏域住民の皆様に、大崎広域のこれまでの歩みや共同処理事務の内容の周知を

図らせていただきました。

新型コロナウイルス感染症については、昨年11月に南アフリカで最初のオミクロン株感染例が報告されて以降、世界的に感染拡大が進んでおります。日本国内でも、年明け以降、新規陽性者数が急速に拡大し、感染拡大の第6波として、大崎圏域でも感染者が相次いで確認されました。

宮城県では、2月1日以降、県内全域に緊急特別要請を行い、感染拡大を抑制しながら、可能な限り、社会・経済活動を維持していくという取組がなされてまいりました。

救急業務を担う本組合消防本部においても、感染対策を徹底しながら、傷病者を安全に医療機関に搬送できるよう、引き続き気を引き締めて救急業務に当たっていく所存であります。

3月16日には、福島県沖を震源とする地震が発生し、大崎圏域においても大崎市や涌谷町で震度6弱の揺れが観測されました。

消防本部におきましては、地震発生直後から非常配備体制の下で、被害状況の情報収集や災害対応に当たるとともに、地震の影響により断水した地区に給水活動を実施したところであります。

昨年発表された令和2年国勢調査の結果では、平成27年と比較し、宮城県の人口は約3万2,000人の減少で、大崎圏域においても少子高齢化の影響もあり、約1万人減少し、19万5,353人となりました。

国勢調査による人口は、当組合の市町負担金の人口割の算出基礎となるものでありますが、構成市町におきましては、税収の減少が続く中、財政調整基金の取崩しや各事業に係る経費節減等の歳出削減対策を講じながら、住民生活の利便性や地域の魅力の低下を招かないよう様々な施策に取り組んでおります。

このような状況に鑑み、本組合では、令和3年度で西地区熱回収施設の本体建設工事が終了したことと併せて経常経費の節減に努めたことなどにより、令和4年度当初予算案総額は87億8,628万8,000円で、前年度予算対比で約30%の減額となっているところであります。

本組合においては、今後、新斎場整備事業や新最終処分場整備事業など取り組むべき課題が山積している状況であります。いずれの事業におきましても、構成市町と一体となり、圏域住民皆様の御理解をいただきながら、施設の合理的な管理運営を図るなど、さらなる効率的かつ効果的な行財政運営に積極的に取り組んでまいります。

以下、概要について申し上げます。

大崎広域市町村圏計画について申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う地域経済の影響もあり、構成市町が厳しい財政状況にある中、西地区熱回収施設整備事業の完了や新斎場整備事業の工事着工を目指すなど、大規模事業を計画的に推進する一方、構成市町から共同処理事務に対する財政負担の軽減化、平準化を図りながら、大崎広域市町村圏計画に基づく施策を着実に遂行してまいります。

大崎広域ほなみ園事業について申し上げます。

令和4年4月当初の園児数は、19名の在籍園児と10名の新入園児を合わせて29名でスタートいたします。そのうち医療的ケア児の受入れは6名となります。

また、令和3年度から療育時間を延長し、園児それぞれの障害状況に合わせたプログラムを基に個別療育活動に努めております。

リハビリテーション事業については、訪問リハビリを利用する園児が在籍していることを踏まえ、令和5年度からの本格実施に向けて、昨年に引き続き、作業療法士を招きながらリハビリテーション療育プログラム導入準備事業を進めているところであります。

給食提供につきましては、令和3年度から、園給食施設活用型による調理業務の委託を実施し、多様化する食形態への安定的かつ効率的な給食提供を行っております。

また、園児の家庭での食育の重要性から、昨年、保護者の協力を得て実施した食事調査を基に、栄養士が中心となり、家庭における食事支援や園内での口腔機能訓練に取り組んでまいります。

園の施設管理については、入園希望者や相談件数が増加する中で、今後も利用者が安全・安心に利用できる施設管理に努めてまいります。

新型コロナウイルス感染症対策についても、日々の療育計画の工夫や対策を講じながら、施設内及び送迎バスの消毒作業、保護者への感染防止対策の徹底依頼、園児及び職員の健康チェックの徹底などの取組を継続しております。

引き続き、保護者皆様の御理解と御協力をいただきながら、関係機関と連携し、よりよい支援のサービス提供に努めてまいります。

環境衛生について申し上げます。

農林業系汚染廃棄物については、令和2年7月15日から、各焼却施設において放射能濃度が1キログラム当たり400ベクレルを超え8,000ベクレル以下の焼却処理を実施しております。1市2町の焼却処理対象物3,590トンのうち、令和4年1月末現在までの市町ごとの処理実績については、大崎市が826.81トン、涌谷町が26.41トン、美里町が61.53トンの合計914.75トンとなっております。

焼却処理に当たっては、国のガイドラインを遵守し、細心の注意を払いながら、万全の監視体制と安全対策を講じ、実施してまいります。

また、空間線量及び各種放射性セシウム濃度の監視体制については、国のガイドラインで定められている基準以上に強化して実施しており、焼却処理を開始してから令和4年1月までの測定結果は、空間線量、排ガス、焼却灰、放流水など全て基準値内であり、農林業系汚染廃棄物の焼却処理が問題なく実施されていることを確認しております。

一般廃棄物処理については、今後5年間の廃棄物処理及び施設整備計画を適正かつ計画的に行うことを目的とし、令和4年2月に一般廃棄物処理基本計画を策定いたしました。本計画に基づき、廃棄物処理を適正に行うため、廃棄物を取り巻く現状を考慮しながら、ごみの減量

化・再生利用の推進などに取り組み、持続可能な循環型社会形成を目指してまいります。

また、ごみの減量化及び資源化を進めるため、構成市町と連携し、環境教育、普及啓発に努めてまいりますとともに、組合独自の取組として、不要となった家具などを抽せんにより無償提供する事業「大崎広域再生工房」を継続してまいります。再生工房の開催については、新型コロナウイルス感染防止対策を講じながら取り組んでまいります。

ごみ処理施設運営について申し上げます。

現在、稼働中のごみ処理施設については、長期整備計画に基づいた修繕工事を実施し、安全で安定した施設運営に努めているところであります。

西部玉造クリーンセンターと中央クリーンセンターを統合した新しい焼却施設、大崎広域中央クリーンセンターは、管理運営を民間委託し、令和4年4月1日からの供用開始を目指し、現在、試運転などを進めております。

発電設備を有する新施設は、発電した電力を自家消費するだけでなく、隣接するリサイクルセンターと桜ノ目衛生センターにも電力の供給を行い、さらに余剰電力については売電を行い、持続可能なクリーンエネルギーの創生と経費節減に配慮した施設となっております。

なお、埋立処理施設の大日向クリーンパークについては、浸出水の水管理も安定しており、引き続き適正な維持管理を行い、周辺環境の保全に努めてまいります。

西地区熱回収施設等整備事業について申し上げます。

本年は5か年工事の4年目に当たり、主に既設の中央クリーンセンター解体工事や駐車場、搬入出路の外構工事を実施し、新施設を稼働する1年目の重要な年であります。

新しい焼却施設、大崎広域中央クリーンセンターの管理運営に当たっては、DBO事業により特別目的会社が今後20年間の運転管理業務を行っていくため、施設稼働の初年度に当たることから、運営モニタリングの手法を確立させ、安全・安心で安定的な施設運営に努めてまいります。

また、桜ノ目地域との大崎広域西地区熱回収施設整備等周辺環境整備推進協議会を定期的に開催するとともに、施設稼働に向けた環境保全協定書を締結することで周辺地域との共存を目指した施設となりますよう、桜ノ目地域の皆様から御意見を頂戴しながら、事業推進に努めてまいります。

東部クリーンセンター長寿命化整備事業について申し上げます。

平成3年3月に竣工し、30年以上経過した東部クリーンセンターは、焼却施設やプラント機器を中心に経年劣化が著しいため、燃焼設備や受変電設備などを交換し、約15年の施設長寿命化を図ってまいります。

本事業は、構成市町の財政状況を踏まえ、施設の建て替え更新ではなく、基幹的設備改良工事を実施し、ごみの焼却を継続しながら施設の長寿命化を図る事業となります。施設の建て替え更新と比較して工期を要することや、ごみの他施設への移行、搬入車両及び工事車両の動線確保などの課題はありますが、可燃ごみの受入れが滞らないよう対策を講じてまいります。

令和4年度は、前年度から継続の長寿命化計画策定支援業務、環境アセス・発注仕様書策定業務を令和5年度の工事着手に向けて実施してまいります。令和9年3月の基幹的設備改良工事完了を目指し、引き続き事業を進めてまいります。

新最終処分場整備事業について申し上げます。

組合施設の焼却灰を埋め立てている大日向クリーンパークは、令和12年をもって満床となる予定であります。新たな最終処分場の建設には、基本構想から建設工事完了まで8年を要するため、令和4年度から候補地の選定に着手する必要があります。

大日向クリーンパークに代わる新たな最終処分場建設については、令和4年度に大崎広域新最終処分場基本構想を策定し、構成市町から候補地を推薦していただく予定であります。令和5年度中に用地交渉を行えるよう適地選定業務を実施し、令和12年度の供用開始に向けて事業に着手してまいります。

大日向クリーンパークに代わる新たな最終処分場建設を早期に計画し、令和12年度の供用開始に向けて進めてまいります。

し尿処理施設運営について申し上げます。

現在稼働している施設は、予防保全に重点を置いた計画的な保守整備を行い、し尿の性状の変化にも適切に対応しながら、安定した水質で河川への放流を行っております。

また、し尿処理施設は、住民の日常生活にとって必要不可欠な施設であることから、今後も適正な維持管理に心がけ、環境衛生の向上に努めてまいります。

斎場管理運営について申し上げます。

今後の斎場の統廃合による激変緩和措置として涌谷斎場を継続使用することで、涌谷斎場の利用件数の増加が見込まれることから、控室の増築を行います。令和3年度に完成した実施設計を基に、令和4年度に工事に着手し、令和5年度の供用開始を目指して住民の利便性の向上を図ってまいります。

斎場管理運営に当たっては、計画的な点検・修繕を行いながら安定した施設運営に努めてまいります。

新斎場整備事業について申し上げます。

令和3年3月に策定した大崎広域新斎場整備基本計画に基づき、従来からの課題解消と斎場管理の効率化を進めるため、老朽化が著しい古川斎場と松山斎場を統合する大崎広域新斎場整備事業ほか、耐用年数が残る涌谷斎場は長寿命化を図りながら、大崎圏域東部エリアの利便性と斎場管理の効率化を進めてまいります。

大崎市古川小野字新田裏の斎場建設用地については、全ての用地を地権者から引渡しを受け、移転登記を完了いたしました。

斎場建設用地への接続道路用地につきましても、測量設計業務を終了しており、令和4年度中の取得を目指し、手続を進めるとともに、関係者皆様との合意形成を努めてまいります。

また、新斎場整備事業を進めるに当たっては、継続事業である新斎場アドバイザー業務の

支援を受け、今後は学識経験者を含めた事業者選定委員会を設置し、令和4年度中にDBO方式による設計・建設工事・運営事業者の決定に向けて進めてまいります。

消防行政について申し上げます。

初めに、新型コロナウイルス感染症対策については、消防本部業務継続計画及び感染症対策基本方針に基づく組織的な感染症対策に取り組み、これまで消防力の低下を来すことなく、行政サービスの提供につなげております。

今後とも、全職員が一丸となって感染症対策に取り組み、迅速的確な消防活動に努めてまいります。

昨年12月17日に大阪市北区で発生したビル火災では、限られた避難スペースでの爆発的な延焼により、25人もの尊い命が失われました。亡くなられた方々に改めて御冥福をお祈り申し上げるものでございます。

本火災を受けて、圏域内にある類似施設の緊急立入検査を実施し、関係者に対して避難経路の維持管理等について指導したところであります。

全国各地で発生する災害事象を捉えて、その被害が拡大した要因を分析・検証し、防火安全対策を講ずることで、圏域内での類似災害の未然防止、被害軽減に万全を期してまいります。

令和3年中の大崎圏域における災害発生状況について申し上げます。

火災件数は49件で、昭和45年の広域消防発足以来、最も少ない件数となりました。主な要因といたしましては、春先から増え始める野焼き等を起因とする火災に対して、特別警戒等を実施し、早期に出火防止対策を呼びかけたことで、地域住民の防火意識向上につながり、火災件数の抑止に結びついたものと考えているところであります。

火災による死者は3名で、前年より2名少なくなりましたが、負傷者が17名と前年よりも9名増えております。今後も、火災件数の抑止とともに、火災に伴う死傷者の根絶を目指して、より一層の火災予防に努めてまいります。

次に、救急出動件数が9,128件で、前年と比較して706件の増加となりました。特に、急病、一般負傷などの種別で増加に転じており、コロナ禍により大きく減少した前年と異なり、外出の自粛解除などで人流が増え、例年の件数に推移したと考えられるところであります。

今後も引き続き、救急車の適正利用を広く周知しながら、救急業務の充実に努めてまいります。

消防車両及び救急資器材の整備について申し上げます。

消防車両の整備については、古川消防署及び古川消防署志田分署に配備の消防ポンプ自動車並びに古川消防署及び遠田消防署に配備する救急自動車、計4台を更新する予定であります。

救急資器材については、心肺停止状態の傷病者に対して使用する自動心臓マッサージ器や除細動器などの高度救命処置用資器材を整備し、より一層の救命率向上に努めてまいります。

次に、消防救急無線の更新事業について申し上げます。

消防救急無線は、令和4年度で機器交換の推奨時期となる10年目を迎えます。これらの機

器は、24時間365日稼働しているため、機器の確実な運用には適宜更新が必要となります。

このことから、消防救急無線を計画的に更新整備し、圏域住民の安全・安心につながる通信指令業務を運用してまいります。

予防行政について申し上げます。

コロナ禍での外出自粛やテレワークなど、自宅で過ごす時間が長く、従来の生活様式が変化する中で、住宅火災の発生や逃げ遅れによる死傷者をなくすため、住宅用火災警報器の普及啓発活動を引き続き婦人防火クラブと連携しながら進めてまいります。

また、新たな予防業務システムを導入し、防火対象物及び危険物施設の情報をデータ管理することで、予防事務の効率化による行政サービスの向上と、重大な法令違反の改善に活用することで、圏域におけるさらなる安全と安心に向けた予防行政を推進してまいります。

消防防災について申し上げます。

昨年7月に発生した静岡県熱海市での大雨による土石流災害など、近年、頻発化、激甚化している大規模な風水害に備えて、水防訓練などを通じて圏域市町及び消防団などと緊密に連携しながら、有事に備えた地域防災力のさらなる向上に努めてまいります。

また、30年以内に高い確率で発生が懸念されている宮城県沖地震や南海トラフ地震などに対しては、広域的に実施される訓練を通じて、関係機関との連携・協力体制を強化するとともに、大規模自然災害に対する即応体制の構築に取り組んでまいります。

消防職員の人材育成について申し上げます。

消防力の充実強化と行政サービスの向上を図るため、消防本部研修計画に基づき、消防大学校への入校や救急救命士の養成など、多岐にわたる教育研修を実施してまいります。

また、人事交流による能力開発を目的に、宮城県消防学校や自治体などの外部機関に職員を派遣するなど、引き続き積極的な人材育成に取り組んでまいります。

大崎生涯学習センター事業について申し上げます。

大崎生涯学習センター・パレットおおさきは、新型コロナウイルス感染症対策を行った上で、夢づくり・人づくり・地域づくりを目指した事業を推進してまいります。

現在、貸館事業については、多目的ホールは定員の100%以下、それ以外の研修室などの貸館については定員の50%以下の利用をお願いしております。

プラネタリウム事業については、定員の半数を上限としながら投影を行っております。また、大崎管内の小学4年生を対象とした事業で、希望する全ての小学校がプラネタリウムの利用を可能とするための学習支援事業を令和3年度から再開し、大変好評をいただいておりますことから、令和4年度以降も引き続き事業を継続してまいります。

生涯学習推進事業については、小学生の親子を対象とした農業体験や子供から大人までを対象とした生涯学習講座を実施してまいります。4月29日には、「小さなこどものまち」と題して、子供が主役のイベントを開催してまいります。また、パレット夏まつりや人形劇フェスティバルについても、新型コロナウイルス感染症対策を十分に行った上で工夫を凝らして開催

してまいります。

視聴覚事業については、視聴覚教材の利用促進を進めながら、文書作成ソフトや表計算ソフトなどのパソコン講座、新たに小学校で必修科目になったプログラミング講座など、ICTへの興味・関心を向けられるような事業展開を図ってまいります。

以上、施策の大綱について申し上げましたが、共同処理事務事業のさらなる効率性と効果的な運営に努め、圏域住民皆様が安心して安全なサービスが受けられるよう最大限努力してまいります。

以上でございます。

---

#### 「日程第7 決議案第1号 ロシアによるウクライナ侵略に抗議し、即時撤退を求める決議」

○議長（相澤孝弘君） 日程第7 決議案第1号ロシアによるウクライナ侵略に抗議し、即時撤退を求める決議を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長4番山田和明議員、御登壇願います。

○4番（山田和明君） それでは、決議案第1号ロシアによるウクライナ侵略に抗議し、即時撤退を求める決議について、議会運営委員会を代表いたしまして提案理由の説明を申し上げます。

案文の朗読をいたしまして提案とさせていただきます。

お手元資料を御参照願います。

ロシアによるウクライナ侵略は、極めて身勝手、理不尽であり、軍事力による一方的な現状変更が国際法違反であることは明白であり、子供や一般市民への無差別攻撃は、国連憲章や国際人道法に反する重大な犯罪行為である。

加えて核兵器による威嚇や、原子力発電所及び核関連施設への攻撃という暴挙は言語道断であり、人類の存亡にも関わる国際法違反であり、断じて許されない。

大崎地域広域行政事務組合は、圏域住民の生命及び財産を守る業務を担っていることから、武力による住居等を破壊し、人命を奪う行為を看過することはできない。

よって、大崎地域広域行政事務組合議会はロシアによるウクライナ侵略に断固抗議し、直ちに撤退することを求める。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

議員各位の賛同をよろしくお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（相澤孝弘君） これから質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相澤孝弘君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相澤孝弘君） 討論なしと認めます。

討論がなければ採決いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相澤孝弘君） 御異議なしと認めます。

これから決議案第1号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相澤孝弘君） 御異議なしと認めます。

よって、決議案第1号ロシアによるウクライナ侵略に抗議し、即時撤退を求める決議は、原案のとおり可決されました。

---

#### 「日程第8 議案第1号 教育委員会委員の任命について」

○議長（相澤孝弘君） 日程第8 議案第1号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。

伊藤管理者。

○管理者（伊藤康志君） 議案第1号教育委員会委員の任命について御説明申し上げます。

当組合教育委員会委員に半田宏史氏を最適任者と認め任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

以上、議案第1号について御説明申し上げましたが、何とぞ御審議の上、満場の御同意を賜りますようお願い申し上げます、説明といたします。

○議長（相澤孝弘君） これから質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相澤孝弘君） 質疑なしと認めます。

これから議案第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相澤孝弘君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第1号教育委員会委員の任命については、同意することに決定いたしました。

---

#### 「日程第9 議案第2号 教育委員会委員の任命について」

○議長（相澤孝弘君） 日程第9 議案第2号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。

伊藤管理者。

○管理者（伊藤康志君） 議案第2号教育委員会委員の任命について御説明申し上げます。

当組合教育委員会委員に大森真智子氏を最適任者と認め任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

以上、議案第2号について御説明申し上げましたが、何とぞ御審議の上、満場の御同意を賜りますようお願い申し上げます、説明といたします。

○議長（相澤孝弘君） これから質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相澤孝弘君） 質疑なしと認めます。

これから議案第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相澤孝弘君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第2号教育委員会委員の任命については、同意することに決定いたしました。

---

#### 「日程第10 議案第3号 大崎地域広域行政事務組合個人情報保護条例の一部を改正する条例」

○議長（相澤孝弘君） 日程第10 議案第3号大崎地域広域行政事務組合個人情報保護条例の一部を改正する条例を議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。

伊藤管理者。

○管理者（伊藤康志君） 議案第3号大崎地域広域行政事務組合個人情報保護条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案書の3ページ及び条例の一部改正に関する資料の1ページをお開き願います。

令和3年5月19日に改正個人情報保護法が公布され、個人情報の保護に関する法律、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の3つの法律が、個人情報の保護に関する法律に一元化され、令和4年4月1日をもって、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律と独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律が廃止されることから、条例における引用条項の改正を行うものでございます。

以上、議案第3号について御説明申し上げましたが、何とぞ御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます、説明といたします。

○議長（相澤孝弘君） これから質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相澤孝弘君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相澤孝弘君） 討論なしと認めます。

討論がなければ、採決いたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相澤孝弘君） 御異議なしと認めます。

これから議案第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相澤孝弘君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第3号大崎地域広域行政事務組合個人情報保護条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

---

#### 「日程第11 議案第4号 大崎地域広域行政事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」

○議長（相澤孝弘君） 日程第11 議案第4号大崎地域広域行政事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。

伊藤管理者。

○管理者（伊藤康志君） 議案第4号大崎地域広域行政事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案書の4ページ及び条例の一部改正に関する資料の2ページをお開き願います。

職員の育児休業等について、人事院規則の改正により、国家公務員の育児休業等に関する制度の改正が行われたため、国に準じて所要の改正を行うものでございます。

具体的には、会計年度任用職員に関わる育児休業及び部分休業の取得要件の緩和や職員から妊娠または出産等についての申出があった場合に必要な措置を講ずること、さらには育児休業の承認請求が円滑に行われるよう勤務環境の整備に関する措置を定めることを新たに規定するものであります。

以上、議案第4号について御説明を申し上げましたが、何とぞ御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます、説明といたします。

○議長（相澤孝弘君） これから質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相澤孝弘君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相澤孝弘君） 討論なしと認めます。

討論がなければ、採決いたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相澤孝弘君） 御異議なしと認めます。

これから議案第4号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相澤孝弘君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第4号大崎地域広域行政事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

---

「日程第12 議案第5号 大崎地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例及び大崎地域広域行政事務組合特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」

○議長（相澤孝弘君） 日程第12 議案第5号大崎地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例及び大崎地域広域行政事務組合特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。

伊藤管理者。

○管理者（伊藤康志君） 議案第5号大崎地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例及び大崎地域広域行政事務組合特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案書の6ページ及び条例の一部改正に関する資料の6ページをお開き願います。

令和3年8月10日の人事院勧告を受け、国公準拠の原則や他の地方公共団体の状況などを踏まえ、本組合においても期末手当の支給月数引下げを実施し、併せて昨年12月の期末手当引下げ相当額を本年6月の期末手当で調整するものでございます。

なお、常勤の副管理者の期末手当につきましても、一般職の指定職職員に準じて改定するものでございます。

本組合といたしましては、情勢適応、均衡の原則の観点から、人事院勧告を基本とし、組合の現状及び構成市町の状況などを鑑み、所要の改正を行うものであります。

議案書の6ページ、第1条につきましては、職員の給与に関する条例の一部改正であり、期末手当の支給月数を年間0.15月分引き下げるものであり、6月、12月とも0.075月分を引き下げるものでございます。

また同様に、再任用職員の期末手当について、年間0.1月分を引き下げるものであり、6月、12月とも0.05月分を引き下げるものであります。

次に、第2条につきましては、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正であり、常勤の特別職の期末手当について年間0.1月分引き下げるものであり、6月、12月とも0.05月分を引き下げるものであります。

以上、議案第5号について御説明を申し上げましたが、何とぞ御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（相澤孝弘君） これから質疑に入りますが、質疑は一般質問ではありませんので、議題からかけ離れた関連質疑や自己の意見、要望を述べることは極力避けるようお願いをいたします。

通告がありますので、発言を許します。

5番小沢和悦議員。

○5番（小沢和悦君） ただいま上程されました議案第5号につきまして、若干質疑をさせていただきたいと思っております。

ただいま管理者から説明があったのでありますけれども、結局、人事院勧告との関係で、これは引下げが行われるということなのでしょうけれども、これは以前にも聞いたことはあるのですけれども、構成市町との関係で、高くないのであれば下げる必要はないのではないかと私は思うのですが、そこはどうなっていますか。

○議長（相澤孝弘君） 藤島事務局長。

○事務局長兼総務課長（藤島善光君） お答えをいたします。

ただいまの小沢議員から、以前にもということございまして、私も以前、お答えしている内容でございます。高くないということであれば、給与水準のことだと思っておりますけれども、給与水準について申し上げます。

組合の現在のラスパイレスは96.1ということでございます。内訳で申しますと、事務局部局が95.2、消防部局が96.3というところでございます。ただこれは、以前にお答えしたときとは内訳が変わっておりまして、事務局部局が96.1、消防部局が95.7ということで、内容が逆転してございます。これは、職員構成等によって、議員も御承知かと思うのですけれども、当然この数字が変わってくるということでございます。

では、構成市町との関係はどうなっているのかというところでございますけれども、大崎市については98.2、色麻町が96.0、加美町が94.4、涌谷町が92.9、美里町が94.

5というところがございます。宮城県の平均を申しますと95.2というところで、宮城県の平均を上回っているのは、当組合と大崎市と色麻町が上回っているということがございますので、人事院勧告に基づいて、さらには構成市町の状況を見極めた上での今回の改正ということでございますので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（相澤孝弘君） 小沢和悦議員。

○5番（小沢和悦君） その考え方なのですが、人事院勧告が出されたから、その同じ割合で減らしていくということではなくて、やはり構成市町の少なくとも平均を超えるというような基本的な考え方で対応する必要があるのではないかと。特に、戦国武将の武田信玄は、人は石垣、人は城というふうに言っておりますけれども、この圏域住民の生命財産を守る非常に大事な仕事であって、またインフラ部分の大事な部分になっている職員の方々ですので、その辺、基本的な考え方として、勧告が出されたからそのとおりというだけでなく、今言ったような観点からの給与改定の問題なり、こうした条例改正を行う際には考えていただきたいと思うのですが、それは可能ですか。

○議長（相澤孝弘君） 藤島事務局長。

○事務局長兼総務課長（藤島善光君） 今、議員から、構成市町の平均を超えるということございました。先ほどの御紹介の数字でしているように、平均は超えているものでございますので、人事院勧告と併せて構成市町との状況を見ながら今回対応したわけでございますから、今後もこういった形で対応してまいりたいと思います。

○議長（相澤孝弘君） 小沢和悦議員。

○5番（小沢和悦君） では、そういう観点で、どうぞ今後お願いしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（相澤孝弘君） 以上で、通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相澤孝弘君） これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相澤孝弘君） 討論なしと認めます。

討論がなければ、採決いたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相澤孝弘君） 御異議なしと認めます。

これから議案第5号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相澤孝弘君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第5号大崎地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例及び大崎地域広域行政事務組合特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

---

### 「日程第13 議案第6号 権利の放棄について」

○議長（相澤孝弘君） 日程第13 議案第6号権利の放棄についてを議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。

伊藤管理者。

○管理者（伊藤康志君） 議案第6号権利の放棄について御説明申し上げます。

議案書の8ページをお開き願います。

令和3年7月に、株式会社ムックに燃やせるごみ指定袋1箱を販売いたしましたが、破産法第16条第1項の規定により、令和3年9月2日に破産申立てが行われ、売掛金代金7,240円が未収金となったものであります。

仙台地方裁判所古川支部において、令和3年12月16日に開催された破産手続開始に伴う財産状況報告集会に出席し、破産管財人より、配当に関する見通しと今後の方針について説明があり、破産財団を大幅に上回る財団債務があり、破産債権への配当の見通しはないとの報告がありました。

このことから、債権金額が少額で取立てに要する費用に満たないと認められるため、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、指定ごみ袋売払料7,240円の債権を放棄するものであります。

以上、議案第6号について御説明申し上げましたが、何とぞ御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（相澤孝弘君） これから質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相澤孝弘君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相澤孝弘君） 討論なしと認めます。

討論がなければ、採決いたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相澤孝弘君） 御異議なしと認めます。

これから議案第6号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相澤孝弘君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第6号権利の放棄については、原案のとおり可決されました。

---

「日程第14 議案第7号 令和3年度大崎地域広域行政事務組合一般会計補正予算  
(第2号)」

○議長（相澤孝弘君） 日程第14 議案第7号令和3年度大崎地域広域行政事務組合一般会計補正予算(第2号)を議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。

伊藤管理者。

○管理者（伊藤康志君） 議案第7号令和3年度大崎地域広域行政事務組合一般会計補正予算(第2号)について御説明申し上げます。

補正予算の主な内容として、歳入につきましては、ごみ処理施設におけるじんかい処理手数料をはじめ、歳入実績見込みに合わせた減額補正を行うものであります。

歳出につきましては、経費の節減及び事業費の確定に伴う減額及び職員人件費に係る減額補正であります。

議案書の9ページをお開き願います。

第1条は歳入歳出予算の補正で、歳入歳出それぞれ1億3,707万6,000円を減額し、予算総額を124億861万7,000円に定めるものであります。

歳入歳出予算の補正は、10ページ、11ページに掲載のとおりであります。

第2条は地方債の補正で、12ページの第2表のとおり、実績額に基づき3件の限度額を変更するものであります。

次に、令和3年度補正予算に関する説明書について御説明申し上げます。

初めに、歳入補正予算の主な内容について御説明申し上げます。

お手元の補正予算に関する説明書の3ページ、4ページをお開き願います。

1款1項負担金は、市町負担金のうち、衛生費負担金では衛生処理施設の起債償還に係る普通交付税算入額の確定に伴い15万7,000円の減額補正、消防費負担金では消防施設及び設備の起債償還に係る普通交付税算入額の確定に伴い13万8,000円の増額補正、震災復興特別交付税負担金は農林業系廃棄物処理に係る現年の算定額と過年度分の精算額の確定に伴い812万7,000円を減額補正するものであります。高速道路負担金は、高速道路救急業務負担金で4万8,000円の減額補正であります。

2款1項使用料は、衛生使用料で斎場使用料の161万2,000円の増額補正、教育使用

料で新型コロナウイルス感染症に伴う施設使用者の減などにより 80 万円の減額補正であります。

2 款 2 項手数料は、衛生手数料でクリーンセンター等のじんかい処理手数料として 2,487 万 5,000 円の減額補正、し尿処理施設の衛生処理手数料として 202 万 6,000 円の増額補正をするものであります。

5 ページ、6 ページをお開き願います。

3 款 1 項国庫補助金は、衛生費国庫補助金として廃棄物処理施設モニタリング事業費補助金に係る事業費の確定に伴い 23 万円の減額補正であります。

4 款 1 項県負担金は、消防費県負担金で、宮城県へ派遣している職員の人件費として 35 万 9,000 円の増額補正であります。

4 款 2 項県補助金は、総務費県補助金で、救急車の資機材の一部が新たに補助対象経費として承認されたことにより市町村振興総合補助金で 63 万 3,000 円の増額補正、消防費県補助金で、東京オリンピック開催による事業費の確定に伴い消防救急体制整備補助金 58 万 6,000 円の減額補正であります。

5 款 1 項財産運用収入は、財政調整基金利子収入の増額及び大崎ふるさとづくり基金利子収入の減額で、合わせて 27 万 4,000 円の減額補正であります。

5 款 2 項財産売払収入は、有価証券を売却したことによる収益として 76 万 2,000 円の補正計上であります。

6 款 1 項寄附金は、宮城県信用組合協会並びに古川信用組合様からの寄附金として 19 万 9,000 円の増額補正であります。

7 ページ、8 ページをお開き願います。

7 款 1 項基金繰入金は、歳入歳出の差額 1 億 5,905 万 7,000 円を財政調整基金に戻し入れるもので、大崎ふるさとづくり基金繰入金は、大崎広域設立 50 周年記念事業の開催事業費として繰入れしていたものを、新型コロナウイルス感染症の蔓延により中止決定したため、100 万円戻入れしたことによるものであります。

8 款 1 項繰越金は、前年度繰越金 860 万円の増額補正であります。

9 款 1 項預金利子は、実績額に合わせ 1,000 円の減額補正であります。

9 款 2 項雑入は、資源物売払料及び障害児通所給付費などで、実績に基づき 4,935 万 1,000 円の増額補正であります。

10 款 1 項組合債は、消防債で事業費の確定に伴い 560 万円の減額補正であります。

次に、歳出補正予算の主な内容について御説明申し上げます。

9 ページ、10 ページをお開き願います。

2 款 1 項総務管理費は、一般管理費で施設整備に係る保守管理委託費の確定に伴い 60 万円の減額補正、財政調整基金費で歳入で説明いたしました財政調整基金利子収入の増額により 23 万 7,000 円を積立てするものであります。

2項企画費は、広報発行に係る事業費の確定により176万2,000円の減額補正であります。

4項市町振興費は、自治振興費の事業費確定に伴い289万1,000円の減額、歳入で説明いたしました大崎ふるさとづくり基金利子収入の減額及び自治振興費の事業費確定に伴い、当該基金からの繰入れ分を積み戻すものとして、合わせて214万2,000円を大崎ふるさとづくり基金費へ積み立てるものであります。

3款1項児童福祉費は、育児休業中の職員に係る給料、共済費の職員人件費の減額、歳入で説明いたしました宮城県の信用組合協会並びに古川信用組合様からの寄附金による療育備品購入費の増額、合わせて160万円の減額補正であります。

4款1項衛生管理費は、指定ごみ袋売払料の歳入補正に伴い、職員人件費の財源を組み替えるものであります。

2項保健衛生費は、斎場管理運営費、斎場使用料の歳入補正に伴い、各斎場の管理経費の財源を組み替えるもの、新斎場整備事業に係る事業費の確定に伴い2,615万9,000円を減額補正するものであります。

続きまして、11ページ、12ページをお開き願います。

4款3項清掃費は、ごみ処理施設管理運営費で各クリーンセンター等の事業費の確定によるもの、職員人件費に係る職員手当などの増額によるもの、会計年度任用職員管理経費に係る報酬の減額によるもの、また西部玉造クリーンセンター、リサイクルセンター、西部環境美化センターの管理経費については、手数料等の歳入補正に伴い財源の組替えによるものとして、合わせて5,823万9,000円の減額補正であります。

し尿処理施設管理運営費は、会計年度任用職員管理経費に係る報酬の減額によるもの、中央桜ノ目衛生センター及び中央師山衛生センターに係る管理経費の事業費確定に伴うものとして、合わせて1,156万3,000円の減額補正であります。

5款1項消防費は、常備消防費で職員人件費に係る給料、職員の手当等、共済費の減額によるもの、常備消防管理経費の事業費が確定したことによる減額として、合わせて1,849万円の減額補正、消防施設費で消防及び救急車両等の購入費の確定によるものとして599万3,000円の減額補正であります。

13ページ、14ページをお開き願います。

6款1項教育総務費は、職員人件費に係る給料、職員手当などの減額によるもの、会計年度任用職員管理経費に係る報酬の減額によるものとして、360万円の減額補正であります。

6款2項社会教育費は、施設整備に係る保守管理委託費などの確定に伴い、102万円の減額補正であります。

7款1項公債費は、地方債償還利子の執行額の確定に伴い753万8,000円の減額補正であります。

この結果、今回の補正額は、歳入歳出それぞれ1億3,707万6,000円を減額し、令

和3年度の予算総額は124億861万7,000円となりました。

以上、議案第7号について御説明申し上げましたが、何とぞ御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（相澤孝弘君） これから質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相澤孝弘君） 質疑なしと認めます。  
これから討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相澤孝弘君） 討論なしと認めます。  
討論がなければ、採決いたしたいと思います。  
これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相澤孝弘君） 御異議なしと認めます。  
これから議案第7号を採決いたします。  
お諮りいたします。  
本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相澤孝弘君） 御異議なしと認めます。  
よって、議案第7号令和3年度大崎地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

---

#### 「日程第15 議案第8号 令和4年度大崎地域広域行政事務組合一般会計予算」

○議長（相澤孝弘君） 日程第15 議案第8号令和4年度大崎地域広域行政事務組合一般会計予算を議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。

伊藤管理者。

○管理者（伊藤康志君） 議案第8号令和4年度大崎地域広域行政事務組合一般会計予算について御説明申し上げます。

お手元の議案書13ページをお開き願います。

一般会計の予算総額は、令和3年度当初予算に比較し、歳入歳出とも37億5,614万2,000円を減額し、87億8,628万8,000円に定めるものであります。

歳入歳出予算は、14ページ、15ページに掲載のとおりであります。

主な内容といたしましては、施政方針で申し上げましたとおり、衛生費の斎場管理運営費について、涌谷斎場管理経費として涌谷斎場控室に係る増築工事、斎場整備事業費として不動産

鑑定業務、接続道路附帯工事、衛生費のごみ処理施設管理運営費については西地区熱回収施設等整備事業費として既設の中央クリーンセンターの解体工事費、中央クリーンセンター管理経費として新中央クリーンセンターが民間委託になることによる管理委託費、東部クリーンセンター長寿命化整備事業費として長寿命化計画等策定支援業務、最終処分場整備事業として基本構想策定業務、また令和2年度から本焼却を開始した農林業系汚染廃棄物3施設による焼却処理事業費、消防費については消防救急無線及び高機能指令センターの更新整備による受令機及び携帯無線の購入費、古川消防署及び古川消防署志田分署配備の消防ポンプ自動車2台、古川消防署及び遠田消防署配備の高規格救急自動車2台の計4台に関わる消防救急車両の購入費、また常備消防管理経費として予防業務システムの賃貸借に関わる予算を計上しております。

次に、16ページをお開き願います。

第2表債務負担行為は10件で、債務負担行為の期間、限度額を定めるものであります。

次に、17ページをお開き願います。

第3表地方債は7件で、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めたものであります。

以上、御説明申し上げましたが、詳細については副管理者から補足説明をいたさせますので、御審議の上、御可決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（相澤孝弘君） 次に、金森副管理者から補足説明を求めます。

金森副管理者。

○副管理者（金森正彦君） 令和4年度一般会計予算について、ただいま管理者から総括的な御説明をいたしました。私から補足して御説明申し上げます。

予算編成に当たりましては、一般廃棄物処理事業や生命財産を守る消防活動など、広域共同処理事業の円滑な推進を図るため、各種施策の実施時期が優先度を踏まえたものになるよう調整しながら予算配分をいたしました。

また、策定後3年目を迎える財政計画との比較では、西地区熱回収施設整備事業の本体工事が令和3年度末で終了すること、西部玉造クリーンセンター及び旧中央クリーンセンターが令和3年度末に閉鎖することから、施設管理経費などの減額により、市町負担金が大幅に減額となったところであります。

それでは、一般会計予算の主な内容を御説明申し上げます。

一般会計予算に関する説明書の10ページ、11ページを御覧ください。

初めに、歳入から申し上げます。

1款1項負担金は、市町負担金、民生費負担金及び高速道路負担金で62億8,091万9,000円の計上であります。前年度と比較して28億4,460万7,000円の減額となりますが、これは西地区熱回収施設整備事業に係る本体工事が令和3年度末で終了することに伴い、工事費に充当する震災復興特別交付税負担金が減額となったことが主な要因となるものです。

2款1項使用料は、衛生使用料、消防使用料及び教育使用料で4,069万9,000円の計上で、前年度と比較して77万円の増額となるものです。

12ページ、13ページを御覧ください。

2項手数料は、じんかい処理手数料などの衛生手数料及び消防手数料で3億3,301万6,000円の計上で、前年度と比較して1,041万円の減額となるものです。

14ページ、15ページを御覧ください。

3款1項国庫補助金は2億1,332万2,000円の計上で、前年度と比較して13億6,274万1,000円の減額となるものです。これは、西地区熱回収施設整備事業の国庫補助金対象事業費の減額に伴い、循環型社会形成推進交付金が減額となるものです。

4款1項県負担金は、消防費県負担金で1,390万3,000円の計上で、前年度と比較して21万3,000円の増額となるものです。

2項県補助金は、市町村振興総合補助金、権限移譲事務交付金で959万1,000円の計上で、前年度と比較して245万2,000円の増額となるものです。

5款1項財産運用収入は、財政調整基金利子収入、大崎ふるさとづくり基金利子収入、土地貸付収入で1,602万3,000円の計上で、前年度と比較して161万3,000円の減額となるものです。

2項財産売払収入は、不用物品売払収入で253万6,000円の皆増であります。

16ページ、17ページを御覧ください。

6款1項寄附金は、1,000円の科目設定による予算計上であります。

7款1項基金繰入金は、財政調整基金繰入金、大崎ふるさとづくり基金繰入金で9億6,939万9,000円の計上で、前年度と比較して7億167万8,000円の増額となるものです。また、大崎ふるさとづくり基金繰入金9億100万円計上のうち9億円は、新斎場整備基金へ積み立てるものであります。

8款1項繰越金は1,000万円を見込んでおります。

9款1項預金利子は1,000円の科目設定による予算計上とし、前年度より1万9,000円減額しての計上であります。

16ページから21ページまでは、2項雑入について記載しております。くず鉄などの資源物売払料、指定ごみ袋売払料、障害児通所給付費及び熱回収施設売電収入などが主なもので、3億8,607万8,000円の計上であります。前年度と比較して1億5,559万9,000円の増額となるものです。

10款1項組合債は衛生債で、涌谷斎場管理経費の控室増築工事、西地区熱回収施設整備事業の旧中央クリーンセンター解体工事にそれぞれ充当するもので、3億3,810万円の計上であります。消防債は、消防救急車両及び無線機などの購入に充当して1億7,270万円の計上となり、衛生債と合わせて5億1,080万円の計上であります。前年度と比較して4億円の減額となるものです。

次に、歳出について申し上げます。

22ページ、23ページを御覧ください。

1款1項議会費は2,237万2,000円の計上で、前年度と比較して243万7,000円の増額であります。これは、主に職員手当等の増額に伴うものです。

22ページから27ページまでを御覧ください。

2款1項総務管理費は2億7,757万8,000円の計上で、前年度と比較して6,248万6,000円の増額であります。これは主に、職員増による職員人件費の増額に伴うもの、システム改修による業務委託料の増額に伴うものであります。

2項企画費は572万円の計上で、前年度と比較して98万7,000円の減額であります。これは主に、広報「大崎広域」に係る印刷製本費の減額に伴うものであります。

3項監査委員費は1,135万円の計上で、前年度と比較して9万4,000円の減額であります。

4項市町振興費の自治振興費は1,425万円の計上で、前年度と比較して181万7,000円の減額であります。これは主に、各種研修会委託料及び市町助成金の減額に伴うものであります。

28ページから31ページまでを御覧ください。

3款1項児童福祉費は1億4,271万9,000円の計上で、前年度と比較して1,065万5,000円の減額であります。これは主に、施設修繕に係る修繕料及び通園バスに係る業務委託料の減額に伴うものであります。

30ページから33ページまでを御覧ください。

4款1項衛生管理費は2億3,265万2,000円の計上で、前年度と比較して5,018万2,000円の増額であります。これは主に、西部玉造クリーンセンターが令和3年度末に閉鎖するため、令和4年度は施設を解体するまでの管理経費のみの予算計上となることから、3項清掃費ではなく1項衛生管理費へ予算計上したことによるものでございます。また、指定ごみ袋の製作に係る業務委託料の増額に伴うものであります。

32ページから35ページまでを御覧ください。

2項保健衛生費は10億9,574万7,000円の計上で、前年度と比較して8億5,607万1,000円の増額であります。これは主に、斎場整備事業における用地購入費の皆減、新斎場整備基金積立金の皆増によるものであります。

34ページから39ページまでを御覧ください。

3項清掃費1目のごみ処理施設管理運営費は24億6,345万4,000円の計上で、前年度と比較して48億2,094万5,000円の減額であります。これは主に、歳入で御説明いたしました西地区熱回収施設整備事業の本体工事終了に伴う減額、西部玉造クリーンセンター及び旧中央クリーンセンターの閉鎖に伴う職員人件費の減額によるものであります。

38ページから41ページまでを御覧ください。

2目し尿処理施設管理運営費は10億2,199万9,000円の計上で、前年度と比較して7,817万4,000円の減額であります。これは主に、中央桜ノ目衛生センターなど、し尿処理施設4施設の修繕工事が減額となるもの、また新中央クリーンセンターで発電した電力を中央桜ノ目衛生センターなど周辺施設へ供給するため、電気料が不要になることによる減額であります。

40ページ、41ページを御覧ください。

3目の農林業系廃棄物焼却処理事業費は、令和2年度から実施している農林業系廃棄物の焼却処理経費として8,325万4,000円の計上で、前年度と比較して480万3,000円の増額であります。これは、新中央クリーンセンターのごみ焼却に係る稼働時間が24時間になることに伴い、農林業系廃棄物の焼却処理についても24時間稼働させることによる増額であります。

42ページから45ページまでを御覧ください。

5款1項消防費1目の常備消防費は25億3,704万1,000円の計上で、前年度と比較して3,811万4,000円の増額であります。これは主に、職員増による職員人件費の増額によるもの、予防業務システムの設置に伴う賃借料の増額によるものであります。

44ページ、45ページを御覧ください。

2目の消防施設費は2億1,860万円の計上で、前年度と比較して9,467万6,000円の増額であります。これは、古川消防署及び志田分署に配備する消防ポンプ自動車、古川消防署及び遠田消防署に配備する高規格救急自動車、計4台の消防救急車両購入費、また消防救急無線等の更新に係る事業費により増額となるものであります。

44ページから47ページまでを御覧ください。

6款1項教育総務費は7,154万3,000円の計上で、前年度と比較して302万6,000円の減額であります。

46ページから49ページまでを御覧ください。

2項社会教育費は6,972万6,000円の計上で、前年度と比較して101万円の増額であります。これは主に、大崎生涯学習センター多目的ホールの施設修繕に係る増額によるものであります。

7款1項公債費は5億678万3,000円の計上で、前年度と比較して4,977万7,000円の増額であります。これは、平成30年度に借入れを実施したリサイクルセンター建設事業、令和2年度に借入れを実施した災害対応特殊はしご車付消防ポンプ自動車等の起債償還が開始になることに伴う増額であります。

8款1項予備費につきましては、前年度と同額となる1,150万円の計上であります。

これによりまして、一般会計歳入歳出予算の総額は87億8,628万8,000円となり、前年度対比で29.9%の減額となった次第であります。

なお、予算執行に当たりましては、これまで以上に経費節減に留意し、効率的な事業運営に

努めてまいりたいと考えております。

以上、議案第8号についての補足説明とさせていただきます。

○議長（相澤孝弘君） これから質疑に入ります。通告がありますので、順次発言を許します。  
4番山田和明議員。

○4番（山田和明君） それでは、質疑をいたします。

初めに、令和4年度大崎地域行政組合の一般会計で、9款2項1目の歳入の部分で、メンタルヘルスの講師の助成金が計上されてます。どのような形でこのメンタルヘルスの講師を招いて開催をしていくのか、会場についてもどこでやるのかについて、質疑をいたします。

○議長（相澤孝弘君） 藤島事務局長。

○事務局長兼総務課長（藤島善光君） お答えします。

当該事業につきましては、実は令和3年度までは宮城県市町村共済組合から現物支給という形で、分かりやすく言えば講師先生を派遣していただいてやってきたのですが、令和4年度からは、助成金を頂いて、頂いたお金で私どもで講師を手配して講習会を実施するという内容でございます。

ちなみに、今年度現物支給を例えますと、年2回ほどメンタルヘルス関係の講習会を実施しております。令和3年度におきましては2回実施予定でございました。1回目が8月5日、ただ2回目が2月3日に予定しておったのですが、今回コロナ禍の関係で人が集まるのが危険だということで中止になりました。

1回目がメンタルヘルス不調の乗り越え方、気持ちの切り替え方というような内容で講習会を開催したところ、広域職員35名の参加をいただいて、こちらの多目的講堂で実施してございます。

以上でございます。

○議長（相澤孝弘君） 山田議員。

○4番（山田和明君） 伺いました。

それで、働く人の6割が仕事にストレスや不安を感じているということがよく言われております。そういった中で、広域行政もそうなのかなと思っております。そういった中で、メンタルヘルスは職員の心の健康だと思っております。そういう観点から開催をしているということでございますけれども、これはメンタルヘルス上の関係で、メンタルヘルス上の理由で、休業とか、または退職をした、非常に何と申しますか、職員にとっては不幸なことがあるのかと思っております。そういったことで、私はこのメンタルヘルス事業はきちんとした対応と、また職員の連携によってきちんとしたものをつくり上げていただきたいと思いますと思って質疑しております。

そういう関係で、35名の方が参加されたということでございますけれども、また幅広く広域全体の職員のメンタルヘルス上のことを考えれば、令和4年度もこの会場でやられると思うのですが、その対応について、令和4年度について伺います。

○議長（相澤孝弘君） 藤島事務局長。

○事務局長兼総務課長（藤島善光君） お答えいたします。

議員に御心配いただいて本当に大変ありがたいのですけれども、私どもも同様の思いでございます。そういった意味でも、こういった研修会のみならず、そういった受付の窓口というのですか、消防部局、あと事務局部局に置いておまして、随時、相談体制ができるような状態を取っております。

それで、一つ御紹介を申し上げますと、事務局部局につきましては、実はメンタルで相談を受けた件数が令和3年度、現時点におきまして3名の職員から相談を受けております。一旦、病休という形でお休みいただきましたけれども、病院に通院されて、職場復帰もされて、現在は皆、健康に元気で働いているという状況でございます。

研修会のみならず、そういった職場環境でフォローアップできるような状況を、この組織としてさらに強化してまいりたいと考えてございます。

○議長（相澤孝弘君） 山田和明議員。

○4番（山田和明君） 人事労務管理、このことについては徹底をしていただいて、図っていただきたいと思っています。

また、広域の職員に対しての産業医はどうなっておりますでしょうか。

○議長（相澤孝弘君） 藤島事務局長。

○事務局長兼総務課長（藤島善光君） お答えいたします。

産業医というおただしでございます。産業につきましては、古川にございます佐藤病院の院長先生に産業医として当たっていただいております。年2回、職場の衛生安全研修会等にも参加していただいているところでございます。

あと、さらに付け加えて申しますと、全職員を対象といたしまして、ストレスチェックというものを行っております。これは全部ポイント数でいくのですけれども、令和2年度と令和3年度を比較した場合、職場環境のフォローアップであったりとか、また上司のフォローアップ、同僚のフォローアップ、お互い支え合うということですかね。そういったこともあって、令和2年度よりも令和3年度のほうがポイントがよくなっているということでございます。

それで、ストレスチェックで、悪く言えば引がかかった職員については、産業医との面談ができますというような御案内も、分からないような形で、本人に直接御連絡をさせていただいて、それで産業医と面談は今のところ至っていないのですけれども、そういった部分については、人事等で、窓口担当が個別で相談に当たっているという状況でございます。

○議長（相澤孝弘君） 山田和明議員。

○4番（山田和明君） 広域の職員は、消防の職員が、夜間の仕事が、私は負担が大きいのかと思っています。それらの方たちへのきちんとした対応の仕方といいますか、それは求められると思っております。

産業医があるということでございますので、佐藤病院ということでお聞きいたしました。ますます職員とのメンタルヘルス上のことを、今後も研修を重ねていただいて、大崎広域の職員

が、職員の心の健康を保ちながら、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。よろしく  
お願いいたします。

次に移ります。

民生費の児童福祉費の児童福祉施設運営費、ほなみ園です。管理者の施政方針5ページに載  
っておりますけれども、入園希望者や相談件数が増える中で、今後も利用者が安全・安心に利  
用できる施設管理を進めてまいりますということで、ほなみ園の入園希望者の方が私は増えて  
いるのかと思っておりますけれども、その相談体制についてはどのように行われておりますか、  
お聞きします。

○議長（相澤孝弘君） 坂井ほなみ園長。

○ほなみ園長（坂井 浩君） 今の質疑にお答えいたします。

ほなみ園では、医療的ケア児の受入れにつきましては、令和4年度で5年目を迎えます。園  
児が29名中、6名の医療的ケア児が通園します。

また、受入れに当たりましては看護職員の配置が義務づけられておりますので、現在も2名  
の看護職員で6名の園児の対応を行っておりますが、令和4年度も同じく2名で対応してまい  
ります。

○議長（相澤孝弘君） 山田和明議員。

○4番（山田和明君） 医療的ケア児で、ただいま6名ということで、看護師が2名の体制でやら  
れているということでございます。

それで、医療的ケア児の支援法が施行になりまして、それらの方たちをきちんとした形で対  
応していただいております。そういった中で、それらの入園される子供さん、親御さん  
と共に、相談業務とか、いろんな対応が必要だと思っておりますけれども、それについて、相談  
業務について幾らぐらいやって、どのような相談になっておるのか、お尋ねします。

○議長（相澤孝弘君） 坂井ほなみ園長。

○ほなみ園長（坂井 浩君） お答えいたします。

現在ほなみ園では、これまでも同様に、家族への相談実施や連絡帳等を活用した体調面の情  
報の共有、主治医との連携、構成市町の担当保健師等の情報交換を基に、年2回の家庭訪問等  
の面談を行いながら、保護者に至りましては悩み等の聞き取りなどの支援を行って対応してい  
るところであります。

○議長（相澤孝弘君） 山田和明議員。

○4番（山田和明君） それらをやっていただいて、取り組んでいるということだと思っております。  
その中で、今後、引き続き主治医との相談や家庭訪問なども含めながら取り組んでいただけれ  
ばと思っております。

その中で、昨年も質疑をしましたがけれども、ほなみ園が狭隘で、子供さんが非常に厳しい環  
境の中で私は先生方と取り組んでいるのだと思っております。今後、業務の改善、方向性を見い  
だしながら、ほなみ園のあるべき姿をきちんと出していただいて、それはほなみ園一つではで

きませんので、関係自治体、大崎市を中心とした自治体とも連携を強めていただきたいと思いますけれども、その辺はどうでしょうか。

○議長（相澤孝弘君） 坂井ほなみ園長。

○ほなみ園長（坂井 浩君） 昨年の10月定例会でもお答えしたと思いますけれども、今、ほなみ園では3クラスありまして、そのうちの1クラスで重度の子供を療育しております。その中で、限られたスペースではありますけれども、施設内の別のホール等も活用しながら療育プログラムの工夫をしながら行っております。

また、今年3月に古川穂波に、民間の医療的ケア児を療育する多機能型の施設が開所いたしました。そういう民間の施設とも連携しながら、今後に対応していきたいと思っております。

○議長（相澤孝弘君） 山田議員。

○4番（山田和明君） その点はよろしく対応をお願いいたします。

次に移ります。

4款3項3目の衛生費、農林業系廃棄物焼却処分事業費でございます。そのことについて、若干お尋ねします。

汚染廃棄物の訴訟の関係で、12月に原告側から発表になりましたことについて、排ガスを測定した結果、微粒子が計測されたということでございます。そのことについて、大崎広域の担当といたしましてはどのような受け止め方をしているのか、まずお尋ねします。

○議長（相澤孝弘君） 会議の途中でありますので、ここで休憩を入れて、答弁は午後からでいいですか。（「はい」の声あり）

会議の途中でありますので、暫時休憩いたします。

再開は、午後1時といたします。

午前11時58分 休憩

---

午後 1時00分 再開

○議長（相澤孝弘君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

4番山田和明議員に対する答弁を求めます。

坂本施設管理課長。

○施設管理課長（坂本 徹君） お答えいたします。

今回の測定については、裁判所の勧告に基づき、西部玉造クリーンセンターの排ガス中の放射性セシウム濃度を測定するため、環境省の定めるガイドラインに沿った公定法を基にしつつ、排ガスの採取時間やゲルマニウム検出器による測定時間を延長することで検出下限値を低減させた方法、つまり非公定法による測定を実施したものであります。

このことによりまして、放射性セシウム濃度の検出下限値については、公定法の1,000分の1以下まで精度を高めた測定を実施したものであります。

この測定結果については、放射性セシウム濃度は、ろ紙部、ドレン部のいずれにおいても不

検出でありました。

今、ろ紙部、ドレン部ということで御説明申し上げましたが、分かりづらいと思いますので、補足させていただきたいと思います。ろ紙部というものは、ろ紙部では排ガス中の粒子、固体部になりますが、これをろ紙で捕集しまして、その放射性セシウム濃度を測定いたします。ドレン部といいますのは、排ガス中のガス状の成分を捕集液で捕集しまして、その放射性セシウム濃度を測定するものでございます。この両方を足したものが、最終的には放射性セシウム濃度の数値ということになります。

次に、微粒子が測定されたということでございますが、この微粒子につきましては、今、御説明申し上げましたろ紙部の部分から計測されたものになります。計測された微粒子につきましては、一般的にはばいじんと呼ばれておりまして、このばいじんにつきましては、大気汚染防止法により測定が義務づけられております。このことから、組合においても定期的に測定を実施しております。その測定結果につきましては、全て基準値以下でございます。

また、今回、測定においてばいじんが測定されておりますが、この測定されたばいじんについては、ろ紙部から検出されておりますが、このろ紙部の放射性セシウム濃度の検出結果は不検出でございました。つまり、ろ紙部及びこれに付着していたばいじんの放射性セシウム濃度は、不検出ということになってございます。このことから、法基準は遵守されております。

また、放射性セシウム濃度の検出下限値を1,000分の1以下に低減した非公定法による測定結果についても不検出でありますことから、微粒子を計測したことに対する問題はないものと捉えております。

以上でございます。

○議長（相澤孝弘君） 山田和明議員。

○4番（山田和明君） ただいまお答えをいただきました。ろ紙部とドレン部の中で計測をしたということでした。それで今回、排ガスは出たものの放射性セシウムは検出されなかったということでした。それで、これをこれまで裁判の中でも、汚染廃棄物の焼却訴訟、それで12月に原告から発表になって、今、答弁として出されました。

私もこのことについては、不検出されたということで、大変よかったと思っていますし、またこういうことが、大崎広域の中で西部玉造クリーンセンターのごみ焼却施設での排ガスを測定した結果、そのようになったわけでございます。

それで今回、一つの捉え方といたしましては、クリーンセンターの測定は公定法より長時間かけて検出したということで、下限値を下げる方法で行ったと、1,000分の1ということでもございました。それでも不検出ということでもございましたので、私もいささかも疑う余地はないのだと思っています。

そうしたことで、今回、環境汚染防止法の関係で、排ガスが、何といたしますか、検出されたということで、環境汚染防止法の観点から見ればどのような関係性があるのか、お尋ねいたします。

○議長（相澤孝弘君） 坂本施設管理課長。

○施設管理課長（坂本 徹君） お答えいたします。

大気汚染防止法による関係からいきますと、この法律は、中でばいじんが測定、法律的には0.15グラムノルマル立米ということで、その基準値がございまして、その部分は十分クリアさせていただいておるということでございます。

それから、非公定法により延長したという部分を詳しく説明させていただければと思います。非公定法による検出を下限させるための措置といたしまして、3点ほど御説明させていただきたいと思います。

1点目につきましては、公定法では排ガスを1か所から1日当たり4時間採取することになっておりますが、3か所から同時に1日当たり4時間採取しております。1か所を3か所にしたということでございます。

2点目でございますが、公定法では排ガス採取を1日間としておりますが、今回は6.5日間実施しております。日数にして6.5倍になります。

3点目でございますが、公定法ではゲルマニウム測定器という機械におきまして測定しますが、その測定時間は公定法では1,000秒から2,000秒となっておりますが、今回はその測定時間を48時間実施しております。

このことにより、公定法と比較しまして、排ガスの採取時間は約20倍、ゲルマニウム測定器による測定時間は、2,000秒で換算した場合ですが、約86倍となります。検出下限値については、公定法の1,000分の1以下まで精度を高めた測定を実施したということでございます。

繰り返しになりますが、検出下限値を公定法の1,000分の1まで低減したにもかかわらず、放射性セシウム濃度の測定結果については、ろ紙部、ドレン部とも、いずれも不検出ということでございましたし、大気汚染防止法に関しましても基準値を下回っていると、基準値以下であったということでございます。

以上でございます。

○議長（相澤孝弘君） 山田和明議員。

○4番（山田和明君） 検出を行った結果、2つの焼却炉からそれぞれ1立方メートル当たり0.

35ミリグラム、1.3ミリグラムが微粒子として計測されました。ただいまも答弁として出ましたけれども、時間も大幅に長時間繰り上げてやったということでございます。そういったことからすれば、今回の大気汚染防止法の観点からも、排ガスを測定したにしても、違法性はなかったと、不検出だったということでございます。

そういうことからすれば、今回の原告側の調査によりますと、これら数値ができたわけでございますけれども、広域として今回の焼却訴訟の関係で、この調査の結果を見て、社会に対しての発表といえますか、それについてどのように捉えておりますか、お尋ねします。

○議長（相澤孝弘君） 金森副管理者。

○副管理者（金森正彦君） 今回のこの結果、先ほど言いましたけれども、非公定法による測定を実施した結果、通常の公定法の1,000分の1でやったということのデータからすれば、これまでも繰り返しお話し申し上げておりましたが、これまで安全・安心に進めてきたこの焼却処理、これについては問題がないと捉えているところでございます。

○議長（相澤孝弘君） 山田和明議員。

○4番（山田和明君） このことについて、農林業系汚染廃棄物の本焼却で、廃棄物処理法という法に従って進めております。

そういったことで、今回、公判がされておりますけれども、継続中でございますけれども、それをもってできないということは決してないとは思っております。よって、裁判所の判断が示されるまで、こういう関係で本焼却は停止、中止ということでございますけれども、そのことからすると該当にならないと、私はそう思っております。

そういう観点から質疑をいたしましたけれども、このことを厳然として大崎広域としてもきちんとした対応をしていただいておりますので、今後、これについて引き続き取組方よろしくお願いを申し上げまして、質疑を終わります。

○議長（相澤孝弘君） 次に進みます。

5番小沢和悦議員。

○5番（小沢和悦君） 議案第8号につきまして、質疑をさせていただきます。

令和4年度の当事務組合の歳入歳出予算額、これは前年対比で西地区熱回収施設整備関連の事業が少なくなりまして37億5,600万円余の減、市町負担金も28億4,400万円余の減額となりました。

歳入予算87億円余のうち、市町負担金は約63億円で、72%を占めております。管理者の施政方針の中でありましたが、人口が減り、市町の交付税が減ると、この負担ができなくなるのではないかと心配があるわけでありますが、人口減少によって、必要な今の体制が維持できなくなることは、避けられるのかどうか。その見通しをお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（相澤孝弘君） 藤島事務局長。

○事務局長兼総務課長（藤島善光君） お答えをいたします。

令和2年3月に策定いたしました広域圏計画、その中でもお示ししてございます人口減少問題等もございまして、やはり負担金行政でやっているこの広域行政でございますので、幾らかでも負担の割合を抑えていこうということで、施設の統廃合であったりとか、施設の効率化であったりとか、あとさらには、例えば今まさに4月から本格稼働しますけれども、新しい中央クリーンセンター、そちらもこれまではただごみを燃やして終わっていたのですけれども、その熱を使って発電をして、その発電で得たエネルギーを、あのエリア内の施設で電気を買わないように済んだり、さらには余剰電力を売電するなど、そういったいろんな努力等を重ねまして、今後もこの地域のライフラインでありますこういった広域で取り扱っている事務を円滑に

行えるように、構成市町と連携を取りながら、今後も取り組んでまいりたいと考えてございます。

○議長（相澤孝弘君） 小沢議員。

○5番（小沢和悦君） 節約の努力は、これはよろしいのだけれども、必要な今の体制、消防体制とか、いろいろあります。これの維持のためには金がかかるわけです。これは人口がどんどん仮にこれからも減っていく可能性があるのだけれども、その場合、地方交付税措置は市町村に下りて、それでもってカバーできるのかどうかという質疑です。

○議長（相澤孝弘君） 金森副管理者。

○副管理者（金森正彦君） 地方交付税については、総額確保ということで、国のほうも増額で今回要求されておるようございまして、地方としては一安心しているところだと思うのですが、これはこの圏域だけに限らず、全国これから人口の減少状態に入っていきます。ただし、今後10年間ぐらいは、財政計画でもこの推移については恐らく減らないで、ほぼ一定程度確保されるものと考えておりますが、人口が相当減少した段階では、国では当然考えなければならないことだと思っております。

その際、一自治体だけでこれは解決できるお話ではないと考えておりますので、そういったことも組合会の中でも議題に上げながら、今後、議論をしてまいりたいと考えております。

○議長（相澤孝弘君） 小沢議員。

○5番（小沢和悦君） 基準財政需要額との関係で、それぞれの自主財源を幾ら確保できるのか。それで不足する分を、これは国のほうが交付税で措置をするというこの大原則を曲げられたら、大変なことなのです。過疎地域では必要な命、守らなければ駄目だからね。その辺しっかり対応していく必要があると私は思います。

それから、単純なのですが、議案書の16ページで債務負担行為の欄に、10件で112億7,360万円ほどが限度額として記載されています。これは上限額を示したもので、減らすことは可能という捉え方でいいのですか。

○議長（相澤孝弘君） 藤島事務局長。

○事務局長兼総務課長（藤島善光君） お答えいたします。

議員おただしのように、この債務負担行為につきましては、目的と期間、限度額をお示ししてございます。ですので、減らすことは、入札等を執行して、当然この枠以内で事業が執行されれば、ここまでは使わないという意味合いでございます。

○議長（相澤孝弘君） 小沢議員。

○5番（小沢和悦君） 西地区熱回収施設の場合は、建設新聞に載った概算建設工事費130億円、運営費20年間で81億円、合わせて211億円ということでした。これは競争にジョイントを組んでやっていただいて、落札価格が191億9,500万円、落札率89%。これで約20億円減らすことができたのですが、同じようなことは考えられるのですか。

○議長（相澤孝弘君） 藤島事務局長。

○事務局長兼総務課長（藤島善光君） お答えいたします。

議員から、西地区を例に御質問を賜りました。確かに、西地区の場合は建設工事費，設計，20年間の運営，オペレーションの部分で，こういったところで，全体で251億円ほどございました。それが，プロポーザルの結果，約210億円で収まって，したがって限度額に対して約40億円ほど使わなくて済んだというところです。これはあくまでも限度額であって，これに基づいた形で当該年度の歳出の予算を組んでいくというところでございますから，その辺は議員も御承知かと思しますので，よろしく申し上げます。

○議長（相澤孝弘君） 小沢議員。

○5番（小沢和悦君） やっぱり競争がしっかり働くように，この西地区熱回収は後で調べてみたら，価格競争を大分真剣にやっていただいたようなのです。そこは大事なところだと思うのです。

それで，お聞きしたいのですが，西地区の熱回収施設のDBO方式，デザイン・ビルド・オペレート方式なのですが，この方式が一番いいという判断というのは，議会でもしたのでしょうか，私はその決定に参加していないのでお聞きするのですが，御殿場市・小山町の広域行政事務組合が採用したPFI（BTO方式）というのは，ここの場合は，残渣が出ますね。焼却灰，飛灰，主灰，これらの処置を含めて，ここは長期間にわたって責任を持ってもらうというやり方を取ったのです。全国的には大崎が採用したDBO方式が多いようなのですが，その中であえてこれをやったら，経費を35億円削減できたと。最終処分場の場所を決めなきゃいけないとか何とかという悩みから解放されたと，この資料によれば書かれているのです。

この方式は，大崎広域の場合は検討したのかどうか，参考のためにお聞かせいただきたいと思います。

○議長（相澤孝弘君） 佐藤施設整備課長。

○施設整備課長（佐藤忠房君） DBO方式を今回，西地区熱回収の場合は採用しておるのですが，今の御質問だと，処分場も含めたBTOですか，そちらのほうは検討材料に上がってはいなかったというふうに記憶してございます。

以上でございます。

○議長（相澤孝弘君） 小沢議員。

○5番（小沢和悦君） 先ほどの施政方針で，管理者から，これから令和12年オープンに向かって最終処分場をやると，準備するという事なのですが，もしもこのやり方，PFI（BTO）で，つまり焼却施設から出てくる焼却残渣，これの処理までやってもらうということであれば，確かに広域行政事務組合から大変な苦勞しなければならない分野が抜けるのだよね。これ一切抜けたというのはどういうことですか。これ以上は，議長にあまり議案と関係ないのではないかとされるから言いませんから。なぜ検討しなかったのかどうか，知らなかったのかどうか。

○議長（相澤孝弘君） 金森副管理者。

○副管理者（金森正彦君） 今おっしゃっているのは、最終処分場、要するに残渣を含めたお話だと思うのですが、この最終処分場を長く使うためには、この残渣を実は持って行ってもらうという方法はあります。ただし、その価格を検討した結果、これは2倍以上のコストがかかるということが、前に私も勉強させていただきまして、例えばここだと岩手県に持っていくという例があるわけでございますけれども、それは最終処分場を造るよりは2倍以上の言ってみればお金がかかるということでございますので、恐らく最初からそういう提案をされて、要するに最終処分場は造らないよと、ただしコストをかけますよと、そういった提案があつて、今のお話はそういったところから生まれたのではないかと考えているところでございまして、なお今後、そのような事例があれば、研究、勉強させていただきたいと考えております。

○議長（相澤孝弘君） 小沢議員。

○5番（小沢和悦君） 実は、これは廃棄物資源循環学会という本で紹介されていまして、計画をした段階のバリュー・フォー・マネーは計画時より大きく、35%削減できたというのです。これは、これからのこともあるから大いに参考にしたいと思っております。

それで、なおその20年間の管理まで含む契約を今回しているわけですが、経済状況などによって維持管理、管理運営費というのは普通の場合変化するのだけれども、今回は固定だね。これは、その時期、時期で入札、競争原理を働かせて下げるとか、努力は今までやってきたのだけれども、それができないのだけれども、それでもやっぱりこの方式がいいのですか。

○議長（相澤孝弘君） 佐藤施設整備課長。

○施設整備課長（佐藤忠房君） 20年間という、今回、熱回収の運転管理、それから今後予定しております斎場でも運転管理は20年間という契約を考えておりますけれども、今、議員の御質問ですと、年度ごとの入札によって新たな業者を決められなくなってしまつて、維持管理費の節減につながらないのではないかと内容にお受け取りいたしました。この部分については、運営契約書の約款の中で、社会状況の変化に応じまして、労務単価、それから燃料等の物価に当たる部分の運営変動費の見直しを実施することができるとしておりますので、その部分、日銀が公表する物価変動指数などに基づきまして、年1回の運営費単価の改定を行うこととしております。この部分で、時代に合った維持管理経費の節減に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（相澤孝弘君） 小沢議員。

○5番（小沢和悦君） 何年前かに私が資料を見たときに、この20年間の運営費、ぴたっと100億円と書かれていた資料を見たのです。私の見間違いかどうか分からないけれどもね。これはいいかげんなものではなくて、毎年きちっとチェックをして、適切な価格にするということで理解していいですか。

○議長（相澤孝弘君） 佐藤施設整備課長。

○施設整備課長（佐藤忠房君） はい。

以上です。

○議長（相澤孝弘君） 小沢議員。

○5番（小沢和悦君） 16ページを見ると、41億5,100万円の新斎場設計建設工事の施工監理業務が1億5,000万円、比率3.6%。大崎東部クリーンセンター基幹的設備改良工事の限度額は46億2,000万円で、2億5,000万円の施工監理業務、5.4%。2%の開き、約1億円の違いがあるのだけれども、この違いは何ですか。一言でいいです。

○議長（相澤孝弘君） 佐藤施設整備課長。

○施設整備課長（佐藤忠房君） 議案書16ページの第2表の上から4行目の新斎場の施工監理業務と、それから7行目の東部クリーンセンターの施工監理業務の負担行為額の設定額の違いについてということで、お答えさせていただきます。

まず初めに、両業務の施工監理費の算出の方法についてでございますけれども、先行事例であります西地区熱回収施設の施工監理業務、これを参考にいたしまして、年平均約5,000万円の金額を算出しまして、施工監理業務の参考数値といたしているところでございます。

債務負担行為の設定期間でございますけれども、新斎場、それから東部クリーン、両業務ともに令和4年度より開始となっておりますが、令和4年度は入札公告等の契約準備行為のみでして、支出は生じず、実際の支出は令和5年度からとなります。

したがって、新斎場の施工監理業務につきましては、令和5年度から令和7年度までの3年の工事期間となりますので、先ほど言った西地区熱回収施設から算出した参考数字の年額5,000万円掛ける3年間で、1億5,000万円の債務負担行為額を設定しております。

次に、東部クリーンセンターの施工監理業務でございますけれども、令和5年度から令和8年度までの4年の工事期間となります。

東部クリーンセンターの工事は、新斎場の工事とは違いまして、可燃ごみの受入れ、それから焼却処理を継続しながらの長期的な工事となりますので、詳細なスケジュール管理を要します。そのため、東部クリーンセンターの基幹的改良工事に伴うスケジュール管理等の経費といたしまして年間約1,250万円を見込みまして、参考数字の年額5,000万円掛ける4年の2億円に、1,250万円掛ける4年の5,000万円を上乗せして、計2億5,000万円の債務負担行為額を設定させていただきました。

また、この債務負担行為額は、先ほど局長の答弁にもありましたけれども、限度額でありますので、今後も業務委託料の低減に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（相澤孝弘君） 小沢議員。

○5番（小沢和悦君） この施工監理業務の金額の出し方というのはいろいろあるのです。ですから、これで固まったものではないので、先ほど来申し上げているように、負担を減らせるように努力したほうがいいと思います。

次に、歳出4款3項3目の放射能汚染農林業系廃棄物処理事業の予算8,325万4,00

0円について伺いたいと思います。

まず初めに、令和4年度はどれだけ焼却するという予算になっていますか。

○議長（相澤孝弘君） 坂本施設管理課長。

○施設管理課長（坂本 徹君） お答えいたします。

令和4年度につきましては、全体で562トンの焼却を予定しております。

以上です。

○議長（相澤孝弘君） 小沢議員。

○5番（小沢和悦君） 管理者の施政方針説明では、焼却が始まってから400ベクレル超の廃棄物3,590トンのうち、今年1月までに914.75トン焼却したが、焼却処理は問題なく実施されていることを確認したと話されました。だとすれば、なぜ住民監査請求から住民訴訟に進んだ公判で、問題なく焼却されていると認める判決が出されず、延々と続いているのですか。

○議長（相澤孝弘君） 坂本施設管理課長。

○施設管理課長（坂本 徹君） お答えいたします。

まず、ただいま議員の質問の中で、公判というお言葉がありました。これは議事録に載ることなのであえて申し上げさせていただきますが、公判という言葉は刑事裁判のみに適用される言葉でありまして、こういった民事の裁判の場合には弁論ということになりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

質問に答えさせていただきます。

議員も原告のお一人であるため御存じだとは思いますが、まだ係争中のため判決が出ておりません。そのような認識であるということでございます。

以上です。

○議長（相澤孝弘君） 小沢議員。

○5番（小沢和悦君） 先ほど、副管理者は山田議員の質問に、全く問題ないという話をされたのだとすれば、簡単に判決が出るのではないかと私は思うのです。それが延びているのはなぜかというのは、どう思っているかなのです、お聞きしているのは。裁判所に私、今、質問しているのではないから。分かるでしょう。

○議長（相澤孝弘君） 金森副管理者。

○副管理者（金森正彦君） 裁判所の判断で、これまでこの公判が延びているというのは、一つはコロナのことがまずあると思います。それで、裁判所も本来であれば2か月に1回の口頭弁論、これを3か月、4か月に1回というもので、恐らくこれで1年ぐらい延びているのかと認識しておりますけれども、議論は相当尽くされたと認識しておりますので、早い判決が出るものと考えているところでございます。

○議長（相澤孝弘君） 小沢議員。

○5番（小沢和悦君） 早くでなくて、大分長くなっているのね。物すごく長いのですよ。住民監

査請求してから、もう大分なるよ。

それでなのですけれども、今回の排ガス検査との関係をさっき山田議員が質疑なさったので私もするのですけれども、もともとこのバグフィルターによる粉じん捕捉率を99.9%とか、99.99%というのは環境省が言っていること。これを当事務組合は、それぞれの焼却施設では、バグフィルターによってそれだけ捕捉されているのだと。だからほとんど、0.001%出るか出ないか、言ってみれば出ていないと言ってもいいのだというようなことをおっしゃってきたのですよね。では、本当にそうなのかどうかと。どれだけの放射性廃棄物を含む粉じんが放出されているのかを測定をしてみなくてはならないだろうと。これは、測定を原告側の住民の皆さんが言っているとおりやるかどうか、これだけで1年半やったのね。仙台地裁で1年半なのです。

それで、結局、去年秋に裁判長の勧告で、まずやってみたらいいのではないですかと。何と約300万円の金がかかったのだけれども、あれを訴えている側の責任でやったのです。そして、何が分かったのかなのですよ。さっき何も問題ないことが分かったと言ったようなのですが、実際にはバグフィルターから漏れて大気中に放出され、排出されるのですよ。ばいじんの量は99.99%捕捉されるからほとんど出ないのだというのが、数値の面で明らかになったと。その数値の3倍、1号炉はね。2号炉のほうは12倍排出されると、こういうふうな結果が出たのでしょうか。これがどういう意味を持つかということ、先ほどの答弁は理解していないと思うのです。

これは、大崎市の広報です。去年の11月1日から30日までの間に、焼却灰の測定結果が出ています。西部玉造クリーンセンター、飛灰150から230ベクレルなのです。先ほど申し上げましたように、ばいじんの放出量が3倍とか12倍ということは、それに付着して放射性セシウムが外に出るということです。

これは私もいろいろ調べただけでも、これちょっと認識が違うので申し上げておきたいのですが、環境省の資料では何と言っているかと。放射性セシウム焼却時、800度以上の高温で気体または液滴となり、排ガスと一緒に移動する。しかし、その後、200度以下に急冷、冷やされると、固体状態となって微粒子状のばいじんに吸着します。ばいじんに吸着した放射性セシウムは、排ガス処理装置につけられたバグフィルターによってばいじんごと捕集除去されます。これは環境省の文書です。ということは、バグフィルターから漏れて出ていくばいじんの量が多いということは、3倍、12倍ということは、先ほど言った二百何十ベクレルというばいじんが、その微粒子と一緒に飛び出るということではないですか。そのことが分かったということだから重大なのです。私はそのように思うのです。

そこでなのですけれども、私はこう思うのです。だとすると、安心が確認できたのではなくて、心配なことが確認されたのではないかと私は思うのですよ。違いますか。

○議長（相澤孝弘君） 柴岡業務課長。

○参事兼業務課長（柴岡雄司君） 今、小沢議員からのおただしの点、まずばいじんの濃度のが3

倍から12倍だったということで、これは、組合側としても、反論はしております。これは3倍から12倍という原告のほうで調査した論文、それは国立環境研究所で福島県を含む近隣の都道府県で調査した論文でございます。それで、原告側の3倍から12倍という数字を持ってきた引用の場所が誤っているということで、組合側では反論しております。

それで、組合側としては、3倍から12倍、仮に出ていたといたしましても、放射能の測定結果においては不検出ということになっておりますので、問題ないものと捉えております。

○議長（相澤孝弘君） 小沢議員。

○5番（小沢和悦君） さっき言ったように、今回の排ガス測定の意味は、99.9%か、99.99%か、それとももっと多いのか、それをはっきりさせるのが測定の目的だったのです。そうすると、微粒子、細かい、バグフィルターに引っかからないもの、これが小さければ小さいほど付着する放射性セシウムは多くなるというような環境省の見解だね。そうすると、これは大変なことだと私は思うのです。その辺、今のお話は全く違う話で、それは測定の数字の出し方が間違いだとおっしゃっていますが、私は間違いではないと思っています。

そこは見解が分かれるところだけれども、不検出だから放射性セシウムが出ていないのですか、柴岡さん。

○議長（相澤孝弘君） 柴岡業務課長。

○参事兼業務課長（柴岡雄司君） お答えいたします。

まずもって、99.99%を調べるために今回原告は測定したわけではございません。放射能が漏れているか漏れていないかということをも明らかにするために測定したものと、組合では認識しております。

なお、先ほどお話ししましたが、原告が計算したその数字、基の数字なのですけれども、そこがそもそも間違っているから、3倍とか、12倍とかという数字になっているということでございます。ですから、その辺は原告の方々もというか、反論しておりますので、確認していただければと思います。

また、今回ばいじんにつきましては、いろいろなコンタミが考えられるということなのです。先ほど施設管理課長から説明いたしましたが、長時間にわたって、6.5日間、ろ紙を使い続けたと。その都度、離してというか、外してやると。通常は1回ごとに、ちゃんとしっかり検査機関で持っていくと。それを取り外すたびに、その現場で取り扱うわけですから。そういうことによって、コンタミが生じている可能性もあるわけでございます。ですから、その辺は原告側でしっかりやっていたいただければ問題なかったのではないかと考えております。

○議長（相澤孝弘君） 小沢議員。

○5番（小沢和悦君） ちょっと認識の違いだけでは済ませられないと思うのですけれども、まずばいじんに放射性セシウムというのは付着して出るというのは分かっていますか。

○議長（相澤孝弘君） 柴岡業務課長。

○参事兼業務課長（柴岡雄司君） ばいじんに付着することは承知しております。

○議長（相澤孝弘君） 小沢議員。

○5番（小沢和悦君） 私が言っているのは、そのばいじんの量が、ちょっと見解が違うかもしれないけれども、3倍とか1.2倍というのは、測定をした業者が出していることなのです。そのくらい多いということは、出ていく放射性セシウムが多いということなのです。

これ以上聞いたって同じこと言うのでしょから、やめます。終わります。

○議長（相澤孝弘君） 以上で、通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相澤孝弘君） これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。討論はございませんか。

小沢和悦議員。

○5番（小沢和悦君） 5番の小沢和悦でございます。

ただいま上程されております議案第8号令和4年度大崎地域広域行政事務組合一般会計予算につきまして、ただいま質疑を申し上げました歳出4款衛生費3項3目、放射能汚染農林業系廃棄物焼却処理事業予算8,325万4,000円について、私は賛成できませんので反対討論をさせていただきます。

他の事業につきましては、それぞれに必要な予算措置であり、それにつきましてはしっかりと執行していただきたいと思うものであります。

私になぜこの焼却予算に反対するかの理由でありますけれども、一つには、放射能は、これは基本的には飛散をさせないようにするという処理が最もいい方法だと私は思います。それをめぐって、住民が当事務組合に監査請求を170名を出して、それが監査に値しないということで住民訴訟に発展をしているということでもあります。今、係争中なのです。そして、長期にわたってやっているということなのです。それだけ重要な問題であり、科学的な根拠もしっかりした判決を仙台地方裁判所は下そうと思っているのではないかと私は理解しております。

そういうときに、大丈夫だからということで、どんどん燃やして、このまま全部燃やし終わっていいのかという問題なのです。途中で一旦、立ち止まるべきではないのかというのが、私のまず主張です。

それともう一つは、昨年11月15日から行われた排ガスの測定でございます。この測定そのものは、大崎広域は1円のお金も出していません。原告側が3つの測定方法を提起した、その3つとも事務組合側はやる必要なしという態度でありました。しかしながら、裁判長の勧告で、1つだけの方法でやっとなぜその方法を採用したかというのは、福島原発事故が起きた後、福島では希釈しない廃棄物を丸ごと燃やしたのです。そして測定をした、その方法を西部玉造クリーンセンターでやってみたのです。ところが、玉造の場合は1,000ベクレル未満の廃棄物を、さらに薄める混焼をやったものですから、同じ福島とのやり方では、数値として、いわゆる不検出という数値になったと。

それで、これを正確に、希釈しても大丈夫なように測るには、大分長期間にわたって排ガスの収集をしなければならないということで、これは実際は不可能に近いということでありました。

しかしながら、その中でも明らかになったのは、バグフィルターの能力であります。環境省は、全国共通であるかのように99.9%、99.99%はバグフィルターで捕捉されるから、そこにはほとんど出ないという説明をしてきました。果たして、この大崎広域が抱えている3つの焼却施設はどうなのかというのは、実際に測ったことはないのです、こういう形で。

それで、それをやった結果が、先ほど言ったように、測定をした民間の会社の結果が、ばいじんの排出は、環境省が想定した数値よりも、3倍だったり、12倍だったり、炉によって違うということ。その違いは、4倍の違いがあるということを言っているわけです。

そうしますと、放射性セシウムは微粒子に付着して外に出ると。ばいじんにセシウムが付着して捕集される。抜けるやつは、それはそれに付着してセシウムが飛び出す。

それで、今回の測定の結果、どれだけの飛灰がバグフィルターに引っかかったかというのは、さっき申し上げましたように、これは広報に発表されている濃度の放射性セシウムなのです。それが外に出ているということなのです。

ですから、私は、公判が終わるまで、まずは模様見たらいいのではないですかというのも一つの理由であります。その数値が出た以上、これは本来ならば、中央クリーンセンターも、東部クリーンセンターも、測ってみるべきだと。実際には99.99%、ばいじんを抑えられているのかどうか、そういうことだと私は思うのですよ。

そういう理由から、私はこの焼却予算については賛成しかねるということで、反対討論をさせていただきます。

以上です。

○議長（相澤孝弘君） ただいま、原案に反対する立場で、5番小沢議員から反対の討論がありました。

ほかに討論ございませんか。

4番山田和明議員。

○4番（山田和明君） 令和4年度大崎地域広域行政事務組合一般会計予算の原案賛成の立場から討論を行います。

令和4年度は、大崎地域広域行政事務組合一般会計予算は87億8,628万8,000円が計上され、昨年度より37億5,614万2,000円、29.9%減となっており、また管理者からは施政方針が示されました。

ただいま、小沢議員、そして私から、予算等について慎重に質疑を行いました。

さて、農林業系汚染廃棄物でありますけれども、令和4年1月末現在の焼却処理実績は、大崎市が826.81トン、涌谷町は26.41トン、美里町が61.53トンの合計914.75トンとなっております。

令和4年度大崎地域広域行政事務組合では、引き続き、7年計画に基づき、国のガイドラインを遵守し、監視体制はもちろんのこと、地域住民の安心・安全を最優先に、注意を払った上で、焼却処理に当たってもらいたいと思っております。

大崎広域では、特別措置法に基づき、国のガイドラインを遵守し実施しているものであり、測定結果は、空間線量、排ガス、焼却灰、放流水など、全て基準値以内であります。

住民訴訟の原告側代理人は、昨年12月、西部玉造クリーンセンターのごみ焼却施設で排ガスを測った結果、集じん機から漏れた微粒子を計測したと発表がありました。その排ガスからは、放射能セシウムは検出されなかったのであります。

一方、公定法より長時間かけて検出し、下限値を下げる方法で行った結果、2つの焼却、これはそれぞれ微粒子は計測されました。このことで明らかのように、放射性セシウムが検出されず、微粒子は計測されたものの、問題が発生したわけではありませんし、廃棄物処理法、大気汚染防止法上、過失があったり、何らかの欠点や欠陥があるのであればですが、それすら認められませんでした。

そのことで、今行っている農林業系汚染廃棄物の本焼却は、廃棄物処理法という法に従って進めるべきものであるということからすると、公判が継続だということをもって、できないということは決してありません。よって、裁判所の判断が示されるまで本焼却は停止、中止することには、そのことから該当しないものと申し上げておきたいと思えます。

付け加えれば、国のガイドラインを遵守し、国の基準以上を強化しており、空間線量をはじめ全て基準値内で推移し、問題がないものと理解をしております。

大震災から11年が過ぎ、唯一大きな課題として残るのが農林業系汚染廃棄物の処理であります。地域住民の声に応えるため、このまま先送りできないという責任からであります。そして、私たちの責務ではないでしょうか。

よって、令和4年度大崎地域広域行政事務組合の全事業が見事に遂行されることを願い、原案に賛成いたすものであり、議員皆様の御賛同をお願い申し上げ、賛成討論といたします。

○議長（相澤孝弘君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相澤孝弘君） これをもって討論を終結いたします。

これから採決いたします。

この採決は起立によって行います。

原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（相澤孝弘君） 起立多数であります。

よって、議案第8号令和4年度大崎地域広域行政事務組合一般会計予算は、原案のとおり可決されました。

## 「日程第16 一般質問」

○議長（相澤孝弘君） 日程第16 一般質問を行います。

通告がありますので、順次発言を許します。

5番小沢和悦議員。

○5番（小沢和悦君） ロシアによるウクライナへの無差別爆撃が開始されてから、1か月が過ぎました。第2次世界大戦後77年、ベトナム戦争から52年になる今日、核保有大国によって残虐な犯罪行為が続けられ、罪もない子供を含む一般市民の命が奪われ、1,000万人を超える国民が避難、食料や水、医薬品の確保が大きな課題になっているというニュースに、我が圏域住民も心を痛めております。

大崎地域広域行政事務組合は、火災や災害から住民の生命、財産を守る使命を持って業務に当たっている一部事務組合であります。このロシアによって、人為的にあらゆる財産が破壊の対象とされ、人命が奪われているこの事態を、ただ対岸の火事として眺めているわけにはいかないと私は思います。構成1市4町の首長さん方の思いも同じではないかと思えます。

一昨日、ウクライナのゼレンスキー大統領が、日本の国会向け演説を行いました。その中で、アジアで日本がいち早くロシアへの抗議、経済制裁に乗り出し、人道支援をしていることへの感謝も述べられました。

私は、平和の回復を願う市民皆さんと共に力を合わせ、今世紀最大のロシアによる犯罪行為を一日も早くやめさせるため、また侵略と歯を食いしばって戦っているウクライナ国民への支援に、皆さんと共に力を尽くしてまいりたいと思っております。

通告に基づく質問に入らせていただきます。

今日の定例議会は、大崎市議会から選出された今期の事務組合議会議員としては最後の議会となるだろうと思えます。そうしたことから、長いスパンで見ての大崎地域広域行政事務組合の改革と、現在における私の思いを率直に述べさせていただき、管理者の見解を伺いたいと思えます。

当事務組合は、去年50周年の節目を迎えましたが、私が初めて当事務組合議員に選出されたのは、今から27年前の平成7年、1995年5月でございました。その際、私が1期4年務めさせていただいた最後の議会で、幾つかの提言を文書と演壇からさせていただきました。

第1は、事務組合議会に提案する内容を準備する側にある町長が議員となっており、多忙のため、管理者が提案理由を述べようと演壇に立つと、議事進行の動議がかかり、提案理由説明、質疑、討論省略で、直ちに採決することが異議なしの一言で決まるということもあった、その議会を改革することでありました。

第2は、給与体系と昇給昇格の際のわたりなどに問題があり、構成市町との給料格差がどんどん開くという仕組みの改革であります。

第3に、今どき職場が男性だけというのは時代遅れであるとして、消防職への女性職員の採用を進めることでありました。

その後、事務組合が発注する工事、その他の入札契約において、予定価格に対する落札率が100%という結果が何件も生ずる中で、予定価格の設定の在り方などを含む競争原理が働く仕組みへの改革等も提言させていただきました。

これらは全て前向きに改革、改善が進められたことを、私は高く評価をしております。

その一方、ここ最近、私は心配な変化が起きているような気がしてなりません。それは、憲法と公文書管理法、地方公務員法などからの逸脱が疑われる問題であります。それは、当事務組合の全てというのではなく、率直に申し上げれば、当事務組合施設の5階の部署においてであります。

一つは、公文書管理法をわきまえない対応と、情報公開への消極姿勢であります。これは恐らく、公文書管理法そのものに対する無理解か勉強不足が原因ではないかと私は思います。公文書管理法第34条は、地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、これを実施するよう努めなければならないと規定しております。

その趣旨とは、第1条に次のように規定されています。この法律は、国及び独立行政法人等の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであることに鑑み、国民主権の理念にのっとり、公文書等の管理に関する基本的事項を定めること等により、行政文書等の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって行政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責任が全うされるようにすることを目的とするというものであります。

もう一つ申し上げたいと思います。地方公務員法第36条違反の疑いがあります。

地方公務員法は、第36条で、政治行為の制限を規定しております。その第2項は、特定の政党や地方公共団体の執行機関を支持または反対する目的を持って、次に掲げる政治的行為をしてはならないと、政治的行為の制限を定めております。自由民主党の新聞であり、日本共産党の新聞であり、購読するかしないかは本人の自由であります。特定の政党が発行する新聞の購読をやめるよう指示する、または付度せざるを得なくする行為は、地方公務員法第36条に違反します。

冒頭申し上げましたロシアでは、今、情報統制が行われており、ウクライナで残虐な殺りく行為をしているのは、ウクライナの民族主義過激者で、それから守るために戦っているのがロシア軍だと、事態をあべこべに描いて、自国の国民の目をごまかしていると伝えられています。日本も、かつての大本営発表というのがありました。国民の知る権利の保障は、極めて大事なものであります。

私は、43年間の議員活動の中で、行政を正確に理解し、問題点を洗い出すために、その意思形成過程を重視してまいりました。大崎市でいえば、庁議であり、政策を検討する会議、そこでのやり取りというのは、意思形成過程においては極めて重要なものであります。

当事務組合には、各市町の庁議にも当たる組合会がございます。私は、この組合会の議事録を情報開示請求して読ませていただいておりますが、私がただいま申し上げましたようなことは、全く話し合われておりません。話し合われてもいないのに、ただいま申し上げましたような変化が起きたとすれば、それは執行機関のどなたかが自分の判断で行っているとしたか考えられません。

当事務組合での各種会議は、あくまでも公的なものであります。公的な会議というのは、地権者である住民の検証に耐えられるものでなければならないものです。ところが、当事務組合における公的会議は、いろいろあると思いますが、私が申し上げましたような事実の有無を確認できる会議録は作られていない。つまり、確認のしようがないのであります。

当事務組合結成50周年の翌年の第1回定例会に当たり、管理者には、この間の改革と改善の歴史をしっかりと評価いただくとともに、私が危惧する、憲法や公文書管理法、地方公務員法第36条の規定に照らして、疑われることのないように、ぜひしていただきたいと思っております。

細々、通告はしてはしましたが、大きなくくりでの管理者の見解をお聞かせいただきたいと思っております。

次に、放射能汚染農林業系廃棄物の焼却処理問題について伺います。

管理者の施政方針説明では、令和4年1月までの測定結果について、放射能汚染農林業系廃棄物の焼却処理は問題なく実施されていることを確認しておりますということでした。

しかし、質疑でも申し上げましたように、バグフィルターで捕捉されないばいじんの量は、西部玉造クリーンセンターでの排ガス測定の結果、事務組合が説明していた環境省の数値、99.9%とか、99.99%ではなく、1号炉はその3倍、2号炉はその1.2倍だったそうあります。

ここに、環境省の資料があります。焼却処理の流れと放射性セシウムという資料であります。

この資料には次のように書かれております。ばいじんに付着した放射性セシウムは、排ガス処理装置につけられたバグフィルターによって、ばいじんごと捕集除去されますという表現であります。つまり、放射性セシウムは、ばいじんに付着して飛散するということです。そして、バグフィルターで捕捉されないばいじん量が3倍とか1.2倍というのは、今回の場合、バグフィルターで捕捉した150ベクレルから230ベクレルの放射性セシウムの付着したばいじんが、これまでの説明の3倍、1.2倍という規模で大気中に廃棄されていたということになります。

そういう結果からすれば、中央と東部のクリーンセンターはどうか。西部玉造クリーンセンターで行った測定同様の方法で排ガス測定を行って確認すべきではないかと思うのでありますが、管理者の見解を伺いたいと思っております。

次に、救急出動と医療機関の連携について伺います。

大崎市民病院における令和3年12月までの救急搬送患者の応需率、対応できたという率であります。93%だそうです。12月については、95%だったそうあります。3件ルー

ルで対応しているそうです。しかし、119番電話を受け、現場に到着してから搬送先が決まるまでの問合せ時間がかかり、患者様の御家族などからの苦情を私たちはよく受けています。

年間の救急患者搬送回数のうち、問合せ3回以内で搬送先が決まる割合はどのくらいでしょうか。

また、30分以内で医療を受けられる件数は、全体の中で何割くらいだったのでしょうか。

市民病院の3件ルールは、どういう役割を發揮し、貢献していると評価しているのか、伺いたいと思います。

また、受け入れてくれるところがどこもなく、困ったときはどうされているのかを、この際お聞かせいただきたいと思います。

以上で、1回目の質問を終わります。

○議長（相澤孝弘君） 答弁を求めます。

伊藤管理者。

○管理者（伊藤康志君） 5番小沢和悦議員から、大綱3点御質問を賜りました。順次お答えしてまいります。

大綱1点目の当事務組合の改革の歴史と現在における課題についてのお尋ねがございました。

長きにわたり広域議会にも関わっていただき、数々の提言をされ、実行に移していただき、ありがとうございましたこと、その情熱、御提言に敬意を表させていただいているところでもございます。

そういう中での今日のお尋ねは、ここ数年において、公文書管理法の精神からの逸脱等、憲法や法に照らし、重大な変化が起きているのではないかと懸念の御質問がございました。

公文書法等の管理に関する法律、いわゆる公文書管理法については、政府全体が統一されたルールに基づいて公文書管理を行うために、平成21年に制定された法律でございます。地方公共団体における公文書管理は、地方自治法第2条第8項に規定する自治事務に当たるため、その内容は各地方公共団体に委ねられており、公文書管理法の施行以前から、本組合だけでなく、構成市町においても文書取扱規程を定め、適切な公文書管理に努めてまいりました。

一方で、情報公開条例は、住民からの公文書開示請求を通じて、組合の諸活動を知らせていただき、住民による組合行政の監視と参加を促進し、住民の理解と信頼を確保し、公正で開かれた組合行政の発展に寄与することを目的としております。

公文書の管理については文書取扱規程で定めておりますが、公文書の開示手続は、情報公開条例に基づき、公文書開示請求が原則となります。かつては、口頭での申出により、閲覧や資料の提供を行っていたところではありますが、公文書を管理する実施機関の裁量権に左右されるおそれがあるため、コンプライアンス確保の観点から、原則にのっとった取扱いに改めているところでもございます。

引き続き、住民の皆様方に、より理解をいただく開かれた組合運営に努めてまいります。

次に、大綱2点目の放射能汚染農林業系廃棄物の焼却処理問題についてでございますが、施

政方針で令和4年1月までの測定結果について、放射能汚染農林業系廃棄物が問題なく実施されていることを確認しておりますとしておりますが、事実誤認があるのではないかと。バグフィルターを通過するばいじんの量の測定を、東部、中央両施設でも行うべきではないかということもございました。

農林業系汚染廃棄物については、放射性物質汚染対処特措法に基づき、放射性セシウム濃度が400ベクレルを超え8,000ベクレル以下の焼却処理を実施しております。

焼却処理に伴う監視体制については、環境省のガイドライン以上に強化して実施しており、各種測定結果については、全ての項目において基準値以下でありました。

また、排ガス測定については、環境省の定めるガイドラインに規定された方法、いわゆる公定法により実施しておりますが、西部玉造クリーンセンターにおいて、原告が公定法を伸長して測定する非公定法による排ガス測定の実施を求めたことから、非公開による進行協議を重ねた結果、裁判所の勧告に基づき、昨年11月に、非公定法による排ガス測定を実施したところであります。

非公定法による排ガス測定については、公定法に対して、排ガスの採取時間を約20倍、放射性セシウム濃度を測定するゲルマニウム検出器による測定時間を約86倍に伸長することにより、検出下限値を公定法で求められている値の1,000分の1まで低減する方法で実施いたしました。

測定結果については、検出下限値を公定法の1,000分の1以下まで低減したにもかかわらず、放射性セシウム濃度は、ろ紙部、ドレン部のいずれにおいても不検出でありました。

このことから、非公定法により検出下限値を低減させて測定しても、不検出であり、放射性セシウムは確認されておられません。

しかし、原告から、非公定法による測定の中で、微量のばいじんが検出されたため、放射性物質を含むばいじんが大気に放出されているとの主張がありましたが、この測定の試験報告書には、検出されたばいじんの成分に関する記載が存在されず、その成分及び由来が特定されておられません。

また、数日間にわたる排ガス採取の過程において、採取した試料の汚染防止対策も示されておりません。したがって、検出されたばいじんの由来が、試料の汚染による可能性も否定できないものであります。

非公定法による測定において検出されたばいじんについては、ろ紙部に付着して検出されたものであり、このろ紙部の放射性セシウム濃度の測定結果は不検出であります。ばいじんの量の測定についても、大気汚染防止法におけるばい煙発生施設に該当する焼却施設では、排ガス中のばいじん量に基準が定められておりますことから、中央クリーンセンター及び東部クリーンセンターとも、毎年、ばいじん量の測定を実施しており、測定結果については、両施設とも基準を満たしていることを確認しております。

よって、法基準が遵守されており、非公定法による放射性セシウム濃度の測定結果について

も不検出であることから、事実誤認には当たらず、さらなる詳細調査は必要がないものと考えております。

次に、大綱3点目の救急出動と医療機関の連携についてでございますが、まず大崎市民病院での平均応需率につきましては、県内外問わず、大崎消防本部以外からの受入れ要請も含まれた件数となっており、受入れ算出方法の違いから、当消防本部の問合せ件数の数値と大崎市民病院応需率の数値には相違があるものとなっております。

議員おただしの3件ルールにつきましては、平成27年5月27日付、大崎市病院事業管理者から、大崎市民病院救命救急センターへの救急搬送についての文書により、県北地域の救急医療体制のさらなる充実を図ることを目的として、救命救急センターでの受入れに関する取決め事項が定められ、平成27年6月1日から運用を開始しているところであります。

その取決め事項の内容につきましては、救急患者が中等症以下であった場合、救急隊から他の医療機関へ収容依頼を行っても受け入れされず、大崎市民病院が3回目以降の収容依頼となった場合には、救命救急センター側の逼迫状況にもよりますが、基本的には収容することが努力目標とされているものであります。

なお、救急患者が重症の場合には、これまでどおり最初の依頼で収容することを基本に受け入れていただいている現状であります。

また、平成31年4月24日付の文書では、これまでの取決め事項のほか、新たに他の医療機関が夜間祝日など検査ができない状況でも、救急隊が検査を必要と判断した場合については、最初から救命救急センターに依頼することを容認するという項目が追加され、県北地域の救急医療体制が強化されてまいりました。

令和3年に救急搬送された8,306件のうち、問合せ回数が3回以内であったものが7,917件で、全体の95.3%を占めており、管内各医療機関との連携と併せて、大崎市民病院との取決め事項における救急搬送につきましては、適切に運用されていると評価しているところでございます。

次に、救急患者が発生した場合、受入れ医療機関が決まらず長時間搬送できないケースへの対策についてでございますが、救急隊からの問合せ回数が3回以上、さらには現場滞在が30分以上経過した場合には、現場の救急隊のほかに、消防通信指令センターも協力して医療機関を手配する体制としております。

今後におきましても、大崎市民病院、各医療機関、さらには管内各医師会と連携を図りながら、適切な救急業務の遂行に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（相澤孝弘君） 小沢議員。

○5番（小沢和悦君） 最後のほうの救急搬送のことからお聞かせいただきたいと思います。

全県、全国的にも、119番電話で覚知してから、重篤患者の場合は30分以内に、いかに受け入れて治療を始めていたかというのが大事になっているようですが、この30分以内とい

うものの比率はどうだったのか、今、答弁を聞き漏らしたかどうか。答弁したのですか。しなかったらば、担当課からお聞かせいただきたいと思います。

○議長（相澤孝弘君） 浅沼警防課長。

○消防本部警防課長（浅沼卓也君） ただいまの質問についてお答えいたします。

令和3年で119番通報から病院収容までの中で、30分以内で現場現発をしているのは、収容人員8,306件のうち7,420件、89.4%で30分以内では現発しているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（相澤孝弘君） 小沢議員。

○5番（小沢和悦君） 先ほど、受け入れてくれるところがどこもなく、困り果てたときはどうしているのかということに対しては、どこかのセンターに依頼をすることになっていると今、管理者が答弁したのですが、これはどこに依頼しているのですか。

○議長（相澤孝弘君） 小山消防長。

○消防本部消防長（小山年秋君） ただいまの御質問についてお答えいたします。

現場滞在時間が30分以上経過した場合には、現場の救急隊と同時に指令センターでも病院手配を実施するという取決めをしているところでございます。

○議長（相澤孝弘君） 小沢議員。

○5番（小沢和悦君） これは市民病院の関係ですが、先ほど申し上げましたように、管理者は、大崎圏域だけではなくて他の圏域からも市民病院の救命センターのほうには来ているということで、その率が去年12月までは93%、直近の12月は95.1%だと。

そこで、救命救急措置を必要とする患者様に適切に対応するために、月に一度、院長を含めた医師、看護師などで、収容要請に応えられなかった患者様への対応について協議し、市民病院における対応や体制の見直しなどを行っておりますと言っているのです。

現在、市民病院には156名の医師と研修医38名、合計194名のお医者さんがいらっしゃいまして、市のほうであの病院の周辺に泊まる場所を確保して、近くにお住まいいただいているというのもあるのです。そんなわけで、何か困ったケースが出た場合に、こういった患者さんの場合には、この事案の受入れ体制が極めて手薄になっているということなどがあって困っているのであれば、毎月1回、対応するための検討会議をやっているそうなので、そこにどんどんお話を持って行っていただいたほうがよろしいのではないかと思います。それはやっているのでしょうか。

○議長（相澤孝弘君） 小山消防長。

○消防本部消防長（小山年秋君） お答えいたします。

市民病院、救命センターで実施しておりますそういった検討会については、消防本部では参加してはおりませんが、逆に救命センターのセンター長あるいは事務担当がこちらにお見えになられて、現状についてお話を伺っておりますし、特異的にどうしてもお断りをされた事案に

ついても、その都度申入れをして、お互いに情報共有しながら実施しているところでございます。

以上です。

○議長（相澤孝弘君） 小沢議員。

○5番（小沢和悦君） こんなこと聞いてはなんですが、もうどうにもならないというときに、あと自分で探せということはあるですか。

○議長（相澤孝弘君） 小山消防長。

○消防本部消防長（小山年秋君） そういうことはございません。

○議長（相澤孝弘君） 小沢議員。

○5番（小沢和悦君） そんなことないよね。

ところで、私、先ほどの質問の中で申し上げたことでございましたが、放射能の関係なのですけども、放射能の漏れがあるのかないのかの測定だったと柴岡さんがおっしゃったね。

それで、先ほど私、環境省のこれを読み上げたのですが、ばいじんが漏れているというのは、セシウム付着したものだから、そうしますとこの広報に載っているように、11月、西部玉造クリーンセンターの煙突からは、150ベクレルから230ベクレルのセシウムが漏れていたということは、これはもちろん分かっているよね。

○議長（相澤孝弘君） 柴岡業務課長。

○参事兼業務課長（柴岡雄司君） お答えいたします。

玉造クリーンセンターで測定された際のばいじんが煙突から漏れているのではないかということですが、測定の結果、ばいじんには放射能は測定されなかったと、検出下限値未満だったと。要は、数字で表すことができないくらいの部分だったと。それは原告が検出下限値を決めてやったものですから、数字では表すことができないということでございます。

○議長（相澤孝弘君） 小沢議員。

○5番（小沢和悦君） 柴岡さんもこの分野で大分勉強したと思うので、自信を持ってしゃべっているのですが、私がさっき読み上げた部分をもう一回言うよ。ばいじんに付着した放射性セシウムは、排ガス処理装置につけられたバグフィルターによって、ばいじんごと捕集除去されます。捕集除去されないものは、ばいじんと一緒にセシウムが出るのです。それを認めますかと今聞いたのです。ここに書かれているのを信用しますかという意味だよ。

○議長（相澤孝弘君） 柴岡業務課長。

○参事兼業務課長（柴岡雄司君） 先ほども申し上げたとおり、ろ紙部には、管理者の答弁でもありましたように、コンタミ、異物が入っている可能性もあると。要は、その成分の由来も分からないということですので、ろ紙部についたばいじんについては、原告側でしっかり1,000分の1まで下げて測っておりますので、何らかのばいじん、いろんなほこりとか、そういうものがついてる可能性もあるわけです。ただ、結論としては、放射能は測定できなかったわけです。数字で表すことができなかったということですので、それは御理解していただきたい

と思います。

○議長（相澤孝弘君） 小沢議員。

○5番（小沢和悦君） これ、御覧になったね。大崎の市政だより。この中に、西部玉造、中央、東部それぞれで、11月1日から30日まで、飛灰からどのくらいの放射能濃度のセシウムか測ったやつあるね。一番高いのは、東部が252ベクレルから300ベクレルなのです。町長さん、分かっているね。それぐらい高濃度のものを今、燃やしていますから。

それから、中央が100ベクレルから200ベクレル、西部玉造が150ベクレルから230ベクレル。これは飛灰、つまり下ではなくて上に上がったやつなのです。そこで捉えたやつなのです。そこを漏れたやつは、同じ放射能濃度のものが飛び出ているということですよ。環境省が言っているのは、セシウムというのはばいじんに付着してということをやっているのです、これは。これを見たことありますか。環境省の焼却処理の流れと放射性セシウム対策。これは、環境省は安心して、99.99%捕捉されるから、ばいじんに吸着した放射性セシウムがこうだと。この放射性セシウムというのは、小さい微粒子ほど付着するのだと、こう言っているのです、環境省は。そのことを別に否定しないでしょ。そういうことなのですよ。

だから、不検出だからゼロと、まだ言わないよね。裁判があるからね。ここのところ、うんと大事なところなの。前も、いや、ゼロと言っているのではありません、不検出というのはこの基準とゼロの間なのですと、前は正直に言っていたのが、この頃何かマスクばかりではなくて、口を閉ざして言わなくなったのですが、前はそう言っていたのね。そういうことだと思うのですよ。

これはこの辺にとどめて、あと、先ほど申し上げました公文書管理法なのですが、大崎広域行政には公文書の管理規程はあると。それで、公文書管理法の精神に基づいてとか何かではないのね。文章には、それは書かれていない。問題なのは、公文書管理法が、第三十何条かで、地方自治体もこの趣旨にのっとり云々と言っているのです。この趣旨云々が、第1条なのです。できるだけ隠すのではなくて、できるだけ皆さんに知ってもらうようにして、歴史の検証にも耐えられるものにする。主権者の皆さんに検証してもらえようということだと思うのです。

そのことは、私は先ほど、今回で議員も恐らく最後だろうと思うから、言いたいことを言ってしまったけれども、ちょっと言い過ぎたかと反省はしていないわけではないのですが、その辺どう思いますか。

○議長（相澤孝弘君） 藤島事務局長。

○事務局長兼総務課長（藤島善光君） 先ほど、小沢議員から、公文書管理法について、御質問とともに御説明を賜りました。

確かに、公文書管理法では、地方自治体はこの法律の趣旨にのっとりということであり。ただ、この公文書管理法そのものは、国、政府全体の統一的なルールを定めているものであって、ただその趣旨を受け取ってということで、地方公共団体も独自に文書取扱規程というもの

を制定してございます。

ちなみに、この広域ならず構成市町においても、全て公文書管理規程というものを設けてございます。唯一、美里町が管理規則ということになってございますけども、ただいずれにしろ公文書管理法の引用の有無については、構成市町いずれとも引用されている内容は、一つもないというところでございます。

ただ、いずれにいたしましても、決して事務局といたしまして、ひた隠しにしているというものではございません。先ほど管理者の答弁でもございましたように、かつては職員それぞれの個人の裁量権で資料をお渡ししたり、開示したりといった場面があったかもしれません。ただ、それでは、ルールというものは守るためにあるものですから、そういったことで均一した対応をしていくということで、コンプライアンス重視の原点から、全て手続さえ踏んでいただければお出ししますよということで、議員御自身にも、来られれば、そういった書類の開示等を行っているというところでございます。

付け加えて申し上げます、議員とか、報道機関に対しましては、公表されている資料とか、あと公開されている会議の部分の資料などについては、そういった手続を踏まなくてもお渡しをしているというところでございます。

いずれにいたしましても、手続さえ踏んでいただければちゃんとお出ししているということなので、御理解賜りたいと思います。

○議長（相澤孝弘君） 小沢議員。

○5番（小沢和悦君） 私はさっき、私がここに、大崎地域広域行政事務組合議会の議員になったのが平成7年で、27年前だと申し上げました。あれから恐らく、私は毎週こちらにお邪魔しているのです。大崎広域に。ずっと恐らく27年間、毎週こちらにお邪魔しているのです。そして、いろんなことを教えていただいて、一緒に勉強させていただいて、そしてどうしたら改革、改善ができるかということも、いろいろ相談させてもらっていました。

その都度、書類を出して、これ見せて、あれ見せてとやったわけではないのです。申請書を出してね。大体、情報公開条例だって、もともと古川市議会で、議員提案で、なかなか市長がつくってくれないものだから、議員提案でやっつつくったわけです。

私はそういうわけで、職員の皆さんの協力もいただきながら改善に努めてきたつもりなのです。ただ、ここ最近、残念ながら私の顔を見ると、何か敵が来たような目で、その傾向がありまして、これどんなものかなという心配もしてしまして、小沢さんには絶対情報出すなということは、恐らく言っていないと思うのです。言っていないと思うのです。一般市民の皆さんにも、情報は求められたら出すのが基本だと言っているのではないかと思うのです。そうあってほしいと、私の誤解であってほしいと思うのです。

組合会正副管理者の会合の中で、まさか情報を出さないようにしろなんて論議しているはずがないのだもの。私も見ていて、そういったことがないからお聞きするのです。

それから、自民党の自由民主という新聞なり、日本共産党のしんぶん赤旗という新聞なりが

あります。上司が、これを読んでは駄目だと、自民党の新聞を読んでは駄目だよと、読んでいる人やめなさいとか、共産党の新聞駄目だよと、こういうことを言っていますか、言っていないか。

○議長（相澤孝弘君） 藤島事務局長。

○事務局長兼総務課長（藤島善光君） そういった事実については把握しておりません。

○議長（相澤孝弘君） 小沢議員。

○5番（小沢和悦君） 私はそのことについても非常に強い懸念を持ってしまして、どこかの会議でその話が出ていないかと調べようと思いました。そうしたら、会議録は作られていないのです、そういう類いのものについては。

今、局長がおっしゃったとおりでいいのです。これは、どの党のやつであれ、市民、国民、誰でも自由に読んでいいし、やめていいのです。私は、先ほど言った地方公務員法第36条というのは、そのことを言っているのです。そのことを私は強く懸念しておりましたので、今確認をさせてもらったところです。今の答弁でほっとしました。どうぞ貫いていただきたいと思えます。

そして、様々な情報を入手して、より圏域住民のために、広域として、職員の皆さんには、給料を下げられたり、手当を下げられたりして面白くないと思えますが、頑張ってくださいと思えます。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（相澤孝弘君） 次に進みます。

3番富田文志議員。

○3番（富田文志君） 3番富田文志でございます。

私は、緊急車両の通過、進入できない道路についてということで、大綱1項目を通告いたしました。細項目で5点通告しておりますので、順に従い、具体的な内容を伺ってまいりたいと思えます。

近年、緊急車両の高性能化に伴い、車両の大型化が進んでまいりました。緊急車両（救急、消防）それらの運用管理の上で、通過することができずに迂回を余儀なくされている道路は、この大崎広域が実際に管理されている中で、あるのかないのか。あるとすれば、その箇所数を伺うものであります。もちろん、全ての箇所の把握まではできていないとは思っておりますけれども、現状で確認されているもので結構ですので、お伺いをしたいと思います。

また、細項目については、アからオまでの5項目を通告しておりますので、伺ってまいります。

まず初めに、狭隘な箇所を通過しないと現場に行けないような場合の救急や火災、その他の災害時に、どのように現場に到着するよう計画されているか、伺いたいと思えます。

そして、通過できずに迂回をするために要した時間が、救助や消火等に与える影響をどのように分析しているのかも伺いたいと思えます。

管理者及び副管理者は、それぞれの構成自治体の責任者としての立場にもありますが、緊急

車両が通過できる道路整備について、どのように考え、対応されているのか、伺えれば伺いたいと思います。

また、広域行政事務組合の構成自治体内でありながら、国や県管理の道路について、同様に緊急車両の通過等ができない箇所があるかも伺いたいと思います。

最後に、このような場所が確認されているのであれば、広域行政事務組合として、道路管理者の県などに対して、不都合な部分の解消に向けた働きかけはされているのか。

そのことを伺って、1回目の質問といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（相澤孝弘君） 答弁を求めます。

伊藤管理者。

○管理者（伊藤康志君） 3番富田文志議員から御質問賜りました。緊急車両の通過、進入できない道路についての御質問でございます。

緊急車両の大小の違いはございますが、出動経路の選定につきましては、道路や橋の幅員、重量規制、すい道の高さなど、通行制限がある箇所として、大崎管内で5か所程度を把握しております。

現場に向かう際には、出動車両の大きさなどに応じ、出動経路を選定して、到着後の活動展開などを考慮しながら、最適な消防活動を行っており、改良が必要と思われる箇所につきましては、随時、道路管理者などへ申入れを行っております。

また先日、3月16日に発生した福島県沖を震源とする地震のような際の被害状況の把握についても、構成市町との連携に努め、出動環境に応じた最善の活動を行い、道路の段差や亀裂など、緊急車両の走行に支障があるものについては、道路管理者へ改善を申し入れながら対応しているところでございます。

引き続き、関係機関と情報共有しながら、圏域住民の安全・安心を確保するとともに、生命、財産を保護する使命の遂行に努めてまいります。

○議長（相澤孝弘君） 富田文志議員。

○3番（富田文志君） 大分簡単な答弁でしたので、こまいところで伺ってまいります。

まず、狭隘な箇所を通過しないと現場に行けないような場合の救急や火災、その他の災害時に、どのように現場に素早く到着するように計画されているのか、その辺、改めて伺いたいと思います。

○議長（相澤孝弘君） 浅沼警防課長。

○消防本部警防課長（浅沼卓也君） 大崎管内の県道、国道、幹線道路全て、道路狭隘とか、それから橋の重さ制限、そういったもの捉えながら出動することは当然のことということで、狭隘な場所、橋の重さ制限、そういったものについてあらかじめ調査、最善の順路を選定しながら現場へアクセスするというようになっております。

もちろん先日の地震被害も含めまして、災害現場については、冠水、崩落、それから道路交通の渋滞もあったり、予測しない事態も想定されているところでもありまして、その状況に応

じて対応しているということでございます。

以上です。

○議長（相澤孝弘君） 富田文志議員。

○3番（富田文志君） そうですね。状況に応じてやっていらっしゃると、これはこのように私も認識をしております。

先ほどの答弁では、大崎管内、約5か所ぐらいを把握しているという答弁もございましたし、随時、そういう箇所が新たに発見された場合は、改善の申入れを道路管理者にしているという答弁もいただきました。

実は、私は田尻に住んでおまして、この田尻地域には主要地方道の県道29号河南築館線が、石巻の前谷地から涌谷町、そして大崎市田尻、栗原市の瀬峰を經由して築館に至るとい、総延長が32.4キロメートルの路線がございます。

大崎市田尻大貫地内で県道古川登米線と一部重複をしておりますけれども、その重複部分から分かれた大貫の宝森から北長根地域までの約1.8キロメートル区間が、車両の交差のできない狭隘な路線として、これまで長い間、未整備、未改修のまま残されてまいりました。

昨年、県のコラボ事業を導入いたしまして、ようやく車両交差のできるような待避所6か所ができたというような、まずまれに見る珍しい県道です。一部カーブで狭い部分には、U字溝を入れて蓋をかけて路幅の確保もいたしました。しかし、いまだに宝森から約100メートル部分の間には、緊急車両の通行が不可能なほど狭い橋が残っております。

地域では、大貫地区県道改良工事推進委員会で要望活動もしておりますし、行政レベルでは、主要地方道河南築館線改良の同盟会も設置されております。他の路線との予算の関係等で、なかなか改良が進んでいないというのが現状です。

緊急車両が、迂回をしないと現場に最初から行けないような主要地方道であってはならないと思うところがございますけれども、道路管理がこの大崎広域関係自治体でないというような場合、そういうところにどのようなことをこの大崎広域行政でできるのか、すべきなのか、伺いたいと思います。

○議長（相澤孝弘君） 浅沼警防課長。

○消防本部警防課長（浅沼卓也君） それでは、ただいまの質問についてお答えいたします。

消防行政側といたしましては、先ほど申したとおり、その道路状況など、社会基盤の現状に対して、災害が発生した場合に最善の対応、最善の活動を行うことを使命として取り組んでいるところでございます。

議員おただしの路線等、工事箇所等につきましては、現状で消防活動に影響はあるものとは捉えておりません。そういったものも含めまして、消防活動上支障ある部分といたしまして、例えば迂回により到着時間に大きく影響があると、災害活動に大きく影響が出るとあらかじめ想定される場合については、これまでも有事に備えまして警戒配備などを対応して、特に遠隔地の場合の対応については、消防団との協力ですとか、救急につきましては、例えばドクター

ヘリとの連携ということも対応しているという状況であります。

そういったことから、引き続き、構成市町との情報共有を図りながら、各行政機関と連携しまして、積極的な要望等、こういったものを圏域住民の安心・安全の確保に努めるものと考えております。

以上です。

○議長（相澤孝弘君） 富田文志議員。

○3番（富田文志君） 答弁ありがとうございます。

例えば、火災の場合ですと、何台もの消防自動車が1か所に短時間のうちに集中してくるので、もちろん一方の道路だけでなく、いろんな路線を使ってそこに集中してくるということは、想定できることだと思います。

ただ、救急の場合は、よっぽどの大事故、大がかりな事故でなければ、ほとんどは1台の救急車が到着をします。その救急車でさえ現場を通過できないというような箇所があってはならない。何かの事情で迂回を余儀なくされるというのであれば仕方がないと、このようにも考えますけれども、当初からここは狭隘で、最初から迂回をしないと通れないというような考えは想定外だと、このように思いますが、その辺はいかが理解しておりますか。

○議長（相澤孝弘君） 浅沼警防課長。

○消防本部警防課長（浅沼卓也君） 先ほどの部分と重なりますが、やはり我々も、あと救急隊だけではなかなか通過できない、行けないとなれば、PA連携という部分がございます、または安全管理を行う部分については指揮隊というものもございます。例えば、4号線上でかなり大きな事故があつて、かなり交通も危ないというような状況もございますし、そういったことも考えれば、PAということで、ポンプ車も一緒に活動に参加するというので、安全管理を実施しておる状況でございます。

以上です。

○議長（相澤孝弘君） 櫻井消防次長。

○消防本部消防次長（櫻井俊文君） 補足させていただきますと、出動体制の中では、今お話あったとおり、事前の把握と事後の報告だと思っております。

事前の把握については、常々、そういった道路調査、あるいはその消防活動上支障になる部分を常に把握をしまして、具体的なところを言えば、出動前に指令書でもって現場を確認して、そういった消防通行上支障ある部分については、あらかじめ把握しておりますので、最短の、もしかすると迂回路というものになるかもしれませんが、ロスの最も少ない部分で出動すると。あるいは今、警防課長からありましたとおり、消防隊を補充して、マンパワーを増強しながらということで現場活動をするわけです。

あとは、事後の報告というような部分については、今あった消防活動上支障ある道路事情も含めて、そういったものがあれば、事後の中で、帰署後に関係機関あるいは関係部署におつなぎをして、必要であればそういった改修について促す方向で要望をするというような段階で活

動をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（相澤孝弘君） 富田文志議員。

○3番（富田文志君） 答弁いただきました。ありがとうございます。

今は道路の改良等、かなり進んでおりまして、一方から通れなくても迂回をすればどこに行くのも不自由しない程度の道路網は既に構築されているのを重々承知の上で、お話を伺いました。

例えばの話ですが、16日深夜の地震の話もございました。2回にわたる地震で、今、私が問題にしている狭隘な橋を含めた約100メートル部分、この部分がひび割れや陥没、崩落まで発生しております。そのようなふだん心配で狭隘なところが、災害によってこういうふうになると、ふだんからしっかりと道路行政までを望まないと、安全な救助、救急活動もできないのかなというような思いで質問をさせていただきました。

救急隊の活動に関しては理解をいたしましたので、これからもしっかりと取り組んでいただきたい、このように思います。

終わります。ありがとうございます。

○議長（相澤孝弘君） これで一般質問を終わります。

これをもって、本議会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

よって、令和4年第1回大崎地域広域行政事務組合議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

---

閉 会

午後2時58分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和4年3月25日

議 長 相澤 孝弘

署 名 議 員 福田 弘

署 名 議 員 鈴木 宏通